銀行取引規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行（以下「当社」といいます。）と取引を行う場合は、当社の全ての支店で取扱う預金取引、ローン取引、その他当社が提供する各種サービス取引すべてにおいて、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定（以下「各取引規定」といいます。）に従うことに同意するものとします。

第 1 条（ご利用いただけるかた）

1. 以下の要件をすべて満たすかたのうち、当社が認めたかたに限ります。なお、未成年のかたまたは補助・保佐・後見が開始されているかた（以下これらを「未成年者等」といいます。）との取引を承諾する場合には、通常の手続きに加えて当社所定の手続きをおとりいただいたうえ、一部の取引を制限することがあります。また、満 15 歳未満のかたについては、その親権者が口座を保有している支店（フルーツまたは海の生き物の名前がついている支店については、同一のフルーツまたは海の生き物の名称の支店である必要はありません。）に限って承諾するものとし、また、支店や取引の種類によってはお取引いただけないことがあります。
   (1) 日本国内に居住する個人（個人事業者を含みます。以下同様とします。）、もしくは日本国内の事業者（日本国内において登記された法人事業者を言います。以下同様とします。）
   (2) 当社 WEB サイトを随時閲覧することが可能な環境にあるかた
   (3) 第 19 条第 4 項各号のいずれにも該当しないかた
2. 前項にかかわらず、日本国外からは、その国の法律、制度、通信事情または端末の仕様等により、当社の提供する各種サービスをご利用いただけない場合があります。また、お客さまの地理的位置情報等に基づき、当社の提供する各種サービスのご利用を制限する場合があります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 当社との取引を開始する場合には、第 4 条（代表口座、目的別口座）第 1 項に定める代表口座を開設していただきます。なお、代表口座の開設は、当社が別途認める場合を除いて個人、事業者とも一口座とさせていただきます。

第 1 条の 2（複数支店との取引の取扱いおよび各取引規定の適用）

お客さまが当社の複数の支店と取引をされている場合、当社とお客さまとの間でそれぞれの支店との取引ごとに当該取引に係る契約が成立し、当該取引に係る各取引規定も、当社が別途定める場合を除き、それぞれの支店ごとの取引の範囲内で適用されるものとします。

第 2 条（取引方法）

1. 当社との取引にあたっては、インターネットに接続でき、かつ、当社所定のネットワークに接続できるパーソナルコンピュータや携帯電話機等（以下、「端末」といいます。）、または、電話その他当社の指定する方法により取引依頼を行うほか、当社が提携する他の金融機関の現金

自動入出金機から取引を行うことができます。

2. 端末を通じたインターネット経由（当社のスマートフォン用アプリケーション（以下「当社アプリ」といいます。）その他当社所定のアプリケーションを介したインターネット接続によるものを含みます。）による取引を「インターネットバンキング」、電話による取引を「テレフォンバンキング」、現金自動入出金機による取引（キャッシュカードに代わる当社アプリによるサービス（以下「アプリで ATM」といいます。）を利用した現金自動入出金機による取引を含みます。）を「キャッシュカード取引」といいます。当社がお客さまに提供します、インターネットバンキング、テレフォンバンキング、キャッシュカード取引の各種サービスを「バンキングサービス」といいます。
3. インターネットバンキング、テレフォンバンキング、キャッシュカード取引で取扱う取引、サービス等の詳細については、各取引規定または当社 WEB サイト上に掲示します。

第 3 条（預金の預入れ、払戻し）

1. 預金への預入れ、払戻しは、端末を使って、お客さま名義の預金口座間の振替、および振込により行うことができます。また、第 4 条（代表口座、目的別口座）第 1 項に定める代表口座円普通預金については、デビット付キャッシュカード、キャッシュカード 兼 認証番号表またはアプリで ATM を利用することにより当社が提携する他の金融機関の現金自動入出金機を使用して現金を預入れ、払戻しすることができますが、それ以外の口座では、現金による預入れ、払戻しをすることはできません。
2. 手形、小切手その他の証券類は、預入れ、払戻しを含め取扱いません。

第 4 条（代表口座、目的別口座）

1. 代表口座
   代表口座円普通預金は、当社との各取引を開始するにあたり、ご本人名義にて開設していただく必要がある口座です。代表口座は、円普通預金のほか、円定期預金、外貨普通預金（満 18 歳未満のお客さまは除きます。）、外貨定期預金（満 18 歳未満のお客さまは除きます。）についてそれぞれ開設され、当社が別途認める場合を除いて、個人、事業者とも一口座ずつとさせていただきます。代表口座においては、キャッシュカード取引、振込、当座貸越（事業者のお客さま、満 18 歳未満のお客さまは除きます。）、カードローン取引その他当社が各取引規定において定める取引を行うことができます。
2. 目的別口座
   目的別口座は、円普通預金、円定期預金、外貨普通預金（満 18 歳未満のお客さまは除きます。）、外貨定期預金（満 18 歳未満のお客さまは除きます。）に設定することができ、当社所定の範囲内で複数口座設定できるものとします。

第 5 条（口座開設方法）

1. 口座開設申込み
   お客さまは、当社所定の申込書に必要事項を記入し、当社所定の必要書類を添えてご提出いただくことにより口座開設を申込むことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設

できるものとします。また、個人のお客さまは、当社 WEB サイトその他当社所定の WEB サイトまたはアプリケーションにアクセスし、当社所定の方法および操作手順にもとづいて、当社所定の各規定を承認のうえ、当社所定の申込画面に必要事項を入力し、当社に伝達することにより口座開設を申込むことができ、当社がこれを受領し認めた場合に口座開設できるものとします。

2. 届出印（個人のお客さまは除きます。）
事業者のお客さまは、当社と取引を開始する際には取引に使用する印鑑（以下「届出印」といいます。）を当社所定の申込書にて届出ていただく場合があります。届出印は一事業者につき一登録とさせていただきます。

3. ユーザーネームの登録
申込みに際して、お客さまにはバンキングサービスの利用に必要となるユーザーネームを登録いただきます。お客さまが端末への直接入力による登録その他の方法によりユーザーネームを登録していただかなかった場合には、当社が決定したユーザーネームを郵送によりお客さまにお知らせします。

4. 代表電子メールアドレスの登録
申込みに際して、お客さまには当社から重要なお知らせ等を行うために必要となる代表電子メールアドレスを登録いただきます。

5. デビット付キャッシュカード、スマホデビット、キャッシュカード機能のない認証番号表（以下「認証番号カード」といいます。）の発行
当社は、取引内容や口座開設方法等に応じて、デビット付キャッシュカード、スマホデビット（デビットサービスのために会員のモバイル端末に記録される会員氏名、デビットカード番号、有効期限等の電磁的記録をいいます。以下同じ。）、認証番号カードの全部または一部を発行し、お客さまに貸与します。

6. 取引時確認

(1) 当社は「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係法令（以下「犯罪収益移転防止法等」といいます。）に基づき、取引時確認を行います。

(2) 口座開設時の取引時確認は、以下のいずれかの方法により行います。加えて、当社が必要と認めた場合は、お客さまのお届けの電話番号等へ連絡させていただくことがあります。

① 当社所定の証明書類をご提出いただき、お客さまのお届けの住所へ取引関係書類（デビット付キャッシュカードおよび認証番号カードを含みます。以下同じ。）を当社所定の方法で送付する方法

② 当社所定の方法でお客さまのお届けの住所へ送付した取引関係書類を、当社所定の証明書類を、送付事務取扱業者にご提示いただいたうえでお受け取りいただく方法

③ 前各号のほか、犯罪収益移転防止法等により認められる方法のうち当社所定の方法

(3) 日本国籍を保有せずに、永住権をお持ちでない日本への在留期間の定めがあるお客さま（以下「在留期間の定めのあるお客さま」といいます。）につきましては、口座開設申込時に当社へ在留資格および在留期間その他の必要な事項を届出いただきます。なお、口座

開設申込日から在留期間満了日までの期間が当社所定の期間を満たしていない場合には、口座開設をお断りさせていただくことがあります。

(4) 取引関係書類が不着で当社に返送された場合、または当社からお客さまへの連絡がとれなかった場合は、当社はお客さまに事前に通知することなく、取引の全部を停止し、もしくは預金口座を解約すること、または口座開設を行わないことができるものとします。また、お客さまのお届け内容に疑義があると当社が判断した場合、本規定第 19 条(解約、取引の制限について)第 3 項の各号に該当した場合は、口座開設を行わないことがあります。口座開設を行わなかったことによりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

第 6 条(取引の開始)

当社との取引にあたって、お客さまは事前に以下の各種パスワードおよび取引限度額等のうち、当社が定めるものを当社に届出るものとします。

1. パスワード等の登録

当社との取引を開始するにあたっては、初回ログイン時において、以下のログインパスワード、取引パスワード、キャッシュカード暗証番号を設定していただきます。また、お客さまの申込方法によっては、認証番号表を受領していただくことがあります。なお、初回ログイン時にはユーザーネームのほか、(i)当社が郵送で通知する仮ログインパスワードを入力する方法、(ii)口座開設申込時に当社所定の手続きによりお客さまが登録した仮ログインパスワードを入力する方法、または、(ⅲ)端末を利用した当社所定の生体認証を用いる方法のいずれかによりログインしていただきます。また、(ii)の場合、デビット付キャッシュカードまたは認証番号カード受取後にお客さまが当社所定の手続きを行わない場合は、取引の一部が制限されることがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

各種パスワードのうち、デビット暗証番号については、デビット付キャッシュカードまたはスマホデビットの発行時にお客さまが当社所定の手続きにより登録するものとします。

また、当社アプリの使用を開始するにあたっては、当社所定の認証解除キー等(端末を利用した生体認証を用いる方法を含み、以下「認証解除キー」といい、ログインパスワード、取引パスワード、認証番号表、キャッシュカード暗証番号およびデビット暗証番号と合わせて、以下「パスワード等」といいます。)を設定していただきます。

その他、第 8 条に定める当社認証方法に応じ、識別符号その他当該認証方法に用いるために必要な情報(以下「認証情報」といいます。)のうち当社所定のものを登録して頂きます。

(1) ログインパスワード

インターネットバンキングにおいて、当社 WEB サイトよりバンキングサービスの利用画面にログインする際に使用します。

(2) 取引パスワード

インターネットバンキングにおいて、各種バンキングサービスの実行時に使用します。

(3) 認証番号表

インターネットバンキングにおいて、各種バンキングサービスの実行時に使用します。なお、認証番号表は、第(2)号の取引パスワードと併せて使用します。

(4) キャッシュカード暗証番号
当社が提携する他の金融機関の現金自動入出金機(現金自動出金機を含みます。)において、代表口座円普通預金、当座貸越、またはカードローンの各取引のために当社が発行したキャッシュカードまたはアプリで ATM を利用する際に使用します。

(5) デビット暗証番号
デビット付キャッシュカードまたはスマホデビットを利用する際に使用します。

(6) 認証解除キー
当社アプリによるインターネットバンキングにおいて、PIN コードや生体認証を用いる方法など当社アプリ独自の認証を行う際に使用します。

2. 取引限度額等の登録
お客さまにご利用いただくバンキングサービスの取引範囲として、取引限度額、振込限度額、キャッシュカード引出限度額、キャッシュカード利用設定、その他当社が定めるものをご指定いただきます。

第 7 条(パスワード、カード等の管理等)

1. パスワード等および認証情報等の管理

(1) パスワード等、認証情報および端末は、第三者に知られたり、使われないようお客さまの責任において厳重に管理してください。パスワード等および認証情報を失念、端末を紛失、あるいは第三者に知られたり、使われた可能性がある場合には、ただちに当社所定の方法により、パスワード等および認証情報の変更手続きをしてください。この変更手続き前に生じた損害については、別途定めるキャッシュカード規定、デビットカード利用規定またはインターネット・バンキングによる口座不正使用補てん規定に定める場合を除き、当社は責任を負いません。

(2) パスワード等については、ユーザーネームと同一のものや、生年月日、同一数値の連続のみによるものを登録することはできません。また、電話番号など、他人から推測されやすい番号の指定を避けるとともに、一定期間毎に変更していただくことをお勧めします。

2. パスワード等および認証情報の変更

(1) お客さまは、インターネットバンキングにおいて随時当社所定のパスワード等または認証情報の変更を行うことができます。この場合、第 8 条(本人確認)に定める方法により、お客さまの本人確認を行います。

(2) 当社所定のパスワード等を失念した場合には、当社所定の手続きを行ってください。なお、パスワード等による本人確認ができない場合は、当社所定の申込書に必要事項を記入し、当社が求める場合は届出印を押印のうえ(個人のお客さまは除きます。)、当社所定の必要書類を添えてご提出、または当社所定の必要事項を伝達いただくことにより仮ログインパスワードの発行を申込むことができ、当社がこれを受領し認めた場合に仮ログインパスワードを発行します。仮ログインパスワードにてログイン後、当社所定の方法により、パスワード等の再登録を行ってください。

3. パスワード等の誤入力

(1) キャッシュカード暗証番号

お客さまが、登録済のキャッシュカード暗証番号と異なる番号を当社所定の回数連続して入力した場合、キャッシュカード取引の取扱いを無期限で停止します。この場合には、当社所定の手続きにしたがって、キャッシュカード暗証番号の変更手続きを行ってください。

(2) デビット暗証番号

デビット付キャッシュカードの利用に際し、お客さまが、登録済のデビット暗証番号と異なる番号を当社所定の回数連続して入力した場合、デビット付きキャッシュカードの取扱いを無期限で停止します。この場合には、当社所定の手続きにしたがって、デビット付キャッシュカードの再発行手続きを行ってください。

スマホデビットの利用に際し、お客さまが、登録済のデビット暗証番号と異なる番号を当社所定の回数連続して入力した場合、スマホデビットの取扱いを無期限で停止します。この場合には、当社所定の手続きにしたがって、デビット暗証番号の変更手続きを行ってください。

(3) その他パスワード

お客さまが、登録済のログインパスワード、取引パスワード、または認証番号表、デビット暗証番号等当社所定のパスワード等と異なるパスワードを当社所定の回数連続して入力した場合、当社はお客さまに対して、当社所定の期間、当該パスワード等の取扱いを停止します。

4. カード等の管理

デビット付キャッシュカード、スマホデビット、キャッシュカード 兼 認証番号表および認証番号カード(総称して、以下「カード等」といいます)は、第三者に偽造、変造、盗用、不正使用等されないようお客さまの責任において厳重に管理してください。これらの可能性がある場合には、ただちに当社所定の方法により再発行手続きをしてください。この再発行手続き前に生じた損害については、別途定めるキャッシュカード規定、デビットカード利用規定またはインターネット・バンキングによる口座不正使用補てん規定に定める場合を除き、当社は責任を負いません。

第 8 条(本人確認)

1. パスワード等による本人確認

当社は、ログイン時または各種バンキングサービス利用時に入力されたパスワード等と、あらかじめ届出られた各種パスワード等とを照合し、その一致を確認すること、これらの一致に加えてログイン時または各種バンキングサービス利用時に入力された認証情報と当社がお客さまの端末に送った認証情報を照合し、その一致を確認すること、当社所定のアプリケーションに一意に付与された識別符号と当社に登録された識別符号が一致することを当社所定の方法により確認すること、その他当社所定の方法(以下「当社認証方法」といいます。)により、本人確認を行うものとします。なお、当社アプリによるインターネットバンキングにおいては認証解除キーによる当社所定の方法により当該アプリ独自の認証による本人確認を行う場合があります。

これにより本人確認をして取引をした場合は、当該パスワード等または当該認証情報につきそれらが偽造、変造、盗用、または不正使用その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社に責めがある場合を除き当社は責任を負いません。
ただし、この取引が、偽造キャッシュカードまたは変造キャッシュカードによるものである場合、盗難キャッシュカードによるものである場合およびアプリで ATM の不正使用によるものである場合の当社の責任については、別途定めるキャッシュカード規定、デビットカード利用規定またはインターネット・バンキングによる口座不正使用補てん規定にしたがうものとします。

2. 届出印による本人確認（個人のお客さまは除きます。）
事業者のお客さまについては、前項に定める場合のほか、当社所定の書類に使用された印影と、当社に登録された届出印を照合し、その一致を確認することで本人確認を行う場合があります。
諸請求書、諸届その他書類に使用された印影を、当社に登録された届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取引をした場合は、それらの書類につき偽造、変造、盗用、不正使用、その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
当社に対し届出印を届け出されたお客さまについては、届出印を紛失した場合はただちに当社へ通知するとともに、当社が求める場合には、書面による当社所定の手続きを行ってください。当社は通知を受付けた時点で、ただちに取引制限を設定します。
3. 本人の再確認
口座開設後、犯罪収益移転防止法等所定の取引時確認が必要な場合、その他当社が必要と認めた場合は、再度、当社が指定する必要書類の提出を求めることがあります。

第 9 条（インターネットバンキング）

1. 取引の依頼方法
(1) 当社 WEB サイトにアクセスし、または当社所定のアプリケーションを利用して、当社所定の方法および操作手順にもとづいて、お客さまご自身が画面より取引内容を入力する方法で取引に必要な所定の事項を当社に伝達することにより行うものとします。なお、当社認証方法による本人確認を必要とします。
(2) お客さまが取引に使用する端末が正常に稼動する環境を確保することはお客さまの責任とし、当社はお客さまが取引に使用する端末が正常に稼動することを保証するものではありません。万が一、端末が正常に稼動しないことにより損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。
(3) お客さまの入力内容の間違いや依頼内容の不備により生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 依頼内容の確認

(1) インターネットバンキングにおいて、当社がお客さまから取引の依頼を受信し、第 8 条(本人確認)にしたがい、お客さまご本人からの依頼であると認めた場合には、当社は受信した依頼内容をお客さまの端末に返信します。

(2) お客さまは、第(1)号により返信された内容を確認し、その内容が正しい場合は、当社所定の手続きにしたがい、当社に対し確認した旨の回答を送信してください。なお、依頼内容を変更または取消す場合は、所定の手続きにしたがって当該依頼を変更または取消してください。

(3) 第(2)号の当社に対する回答はすみやかに行ってください。回答が所定の時間内に当社に到達しなかった場合は、当該取引依頼は取消されたものとして取扱います。

3. 依頼内容の確定

第 2 項第(2)号における回答が所定の時間内に当社に到達し、かつ、当社のコンピュータ処理が終了した時点で、当社はお客さまからの取引依頼が確定したものとして取扱います。

4. 取引の実施

(1) 当社は、お客さまからの依頼内容確定後に取引を実施し、その結果を通知しますので、当社 WEB サイトの取引明細画面などによって最終的な取引内容を確認してください。通知した結果について不明な点がある場合、または結果通知を受信できなかった場合は、当社までご照会ください。

(2) お客さまからの依頼にもとづく取引が成立しなかった場合(残高不足、ローンの延滞、差押等による支払停止のほか、お客さまからの申出による支払停止等の場合を含みます。)には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱います。

(3) 通信機器・回線などの障害によりお客さまの依頼内容が当社コンピュータに正常に到着せず、取引が実施されない可能性がありますので、取引の依頼を行った後は当社 WEB サイトの取引明細画面などによって最終的な取引の成立をご確認ください。

第 10 条(テレフォンバンキング)

1. 取引の依頼方法

(1) 当社所定の電話番号あてに架電し、当社所定の方法および操作手順にもとづいて、お客さまが取引に必要な所定事項を当社に伝達することにより行うものとします。なお、当社認証方法による本人確認を必要とします。

(2) お客さまの伝達内容の間違いや依頼内容の不備により生じた損害については、当社は責任を負いません。

2. 依頼内容の確認

(1) テレフォンバンキングにおいて、当社がお客さまから電話による取引の依頼を受信し、第 8 条(本人確認)にしたがい、お客さまご本人からの依頼であると認めた場合には、当社は受信した依頼内容を復唱します。

(2) お客さまは、第(1)号により復唱された内容を確認し、その内容が正しい場合は、当社所定の手続きにしたがい、当社に対し確認した旨を回答してください。なお、依頼内容を変更または取消す場合は、所定の手続きにしたがって当該依頼を変更または取消してくださ

い。

(3) 第(2)号の当社に対する回答は、すみやかに行ってください。回答が所定の時間内に当社に到達しなかった場合は、当該取引依頼は取消されたものとして取扱います。

3. 依頼内容の確定

第 2 項第(2)号における回答が所定の時間内に当社に到達した場合には、当社はお客さまからの取引依頼が確定したものとして取扱います。

4. 取引の実施

(1) 当社は、お客さまからの依頼内容確定後に取引を実施し、その結果を通知しますので、当社 WEB サイトの取引明細画面などによって最終的な取引内容を確認してください。通知した結果について不明な点がある場合、または結果通知を受信できなかった場合は、当社までご照会ください。

(2) お客さまからの依頼にもとづく取引が成立しなかった場合(残高不足、ローンの延滞、差押等による支払停止のほか、お客さまからの申出による支払停止等の場合を含みます。)には、当該取引の依頼はなかったものとして取扱います。

(3) 通信機器・回線などの障害によりお客さまの依頼内容が当社コンピュータに正常に到着せず、取引が実施されない可能性がありますので、取引の依頼を行った後は当社 WEB サイトの取引明細画面などによって最終的な取引の成立をご確認ください。

5. 電話による取引の内容は録音され、当社に相当期間保存されます。

第 11 条(取引日付)

当社がバンキングサービスにより、お客さまより取引の依頼を受けた場合、お客さまから特に指示がない限り、依頼内容確定当日付にて取扱うことを原則としますが、依頼内容確定時間によっては翌営業日の取扱いとなることがあります。その場合、翌営業日の取引実行時点において払戻すべき預金残高が不足しているときは当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 12 条(手数料等)

バンキングサービスにかかる各種手数料は、サービスごとに定め別途当社 WEB サイト上で公表するとおりとし、お客さま名義の当社所定の口座から引落します。引落しにあたっては、当該口座の規定にかかわらず、パスワード等の入力なしに、当社所定の方法により引落します。

第 13 条(通帳の不発行、取引明細など)

1. 預金通帳および預金証書などは発行しません。取引明細の確認は、当社 WEB サイトの取引明細画面などにより行ってください。なお、お客さまから希望があった場合には、預金の残高等について、当社所定の証明書を発行するものとします。証明書を発行する際には当社所定の手数料をいただきます。

2. 当社は、お客さまとの取引の記録を相当期間保存します。万が一当社とお客さまの間で取引内容について疑義が生じた場合には、当社の帳簿、伝票等の記録(電磁的記録を含みます。)

を正当なものとして取扱うものとします。

第 14 条（取扱時間）

当社の営業日は原則週 7 日とし、1 日 24 時間利用可能とします。ただし、システム等の障害が発生した場合や、メンテナンス等の必要がある場合には、当社はお客さまに予告することなく、バンキングサービスの提供を一時停止、または中止することがあります。

第 15 条（カード等の切替えおよびカード等の紛失・再発行）

1. キャッシュカード 兼 認証番号表をお持ちのお客さまが、デビット付キャッシュカードへの切替えを希望する場合、当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の手数料をいただきます。なお、デビット付キャッシュカードが発行されたときは、キャッシュカード 兼 認証番号表をお客さまの責任において直ちに破棄してください。キャッシュカード 兼 認証番号表を破棄しない結果生じた損害について、別途定めるキャッシュカード規定またはインターネット・バンキングによる口座不正使用補てん規定に定める場合を除き、当社は責任を負いません。
2. 認証番号カードをお持ちのお客さまが、デビット付キャッシュカードまたはスマホデビットの発行を希望する場合、当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の手数料をいただくことがあります。
3. 前二項によりデビット付キャッシュカードまたはスマホデビットが発行された場合、お客さまは、デビット暗証番号の登録のほか、当社が定めるものについて、当社所定の手続きを行う必要があります。
4. カード等を紛失した場合には、ただちに当社所定の方法により、カード等の使用停止処理を行ってください。別途定めるキャッシュカード規定、デビットカード利用規定またはインターネット・バンキングによる口座不正使用補てん規定に定める場合を除き、この処理の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
5. カード等を紛失もしくは使用できなくなった場合は必ず当社所定の再発行手続きをしてください。再発行しない場合、当該お客さまとの取引の全部もしくは一部を停止し、または口座を解約することがあります。
6. カード等を再発行する際には当社所定の再発行手数料をいただきます。
7. その他デビット付キャッシュカードおよびキャッシュカード 兼 認証番号表の取扱いについては、別途定めるキャッシュカード規定にしたがうものとします。

第 16 条（届出事項の変更）

1. 氏名、住所、在留期間満了日、その他の届出事項を変更する場合または変更があった場合には、ただちに当社所定の方法により、届出事項の変更手続きを行ってください。
2. 当社所定の書面により届出られた署名について、口座開設時等に記載された署名との筆跡確認義務は負わないものとし、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 当社に届出られた届出事項が、お客さまの責により、第三者のものに変更されたとしても、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

4. 届出事項に変更があったときまたは変更があるときは、変更手続き以前に生じた損害については、当社は責任を負いません。また、届出事項の不備または届出事項の変更を怠ったことによる損害については、当社は責任を負いません。

第 17 条（告知、通知の方法）

1. お客さまは、本規定または各取引規定にもとづき当社よりお客さまへの告知または通知をする場合に、当社 WEB サイト上への掲示、書面、電子メール、携帯電話を利用した文字メッセージ、当社 WEB サイトにログイン後に表示するメッセージ画面、その他の方法により行われることに同意するものとします。なお、届出のあった電子メールアドレスにあてて当社が通知を発信したものの不到達となった場合、当社は以後電子メールによる通知を省略できるものとします。
2. 届出のあった電子メールアドレス、住所または携帯電話番号あてに当社が通知を発信した場合において、通信事情、届出事項の不備・未変更、その他当社の責によらない事由により延着しまたは到達しなかった場合でも、お客さまは通常到達すべきときに到達したものとみなすことに同意するものとします。
3. お客さまは、電子メールアドレスを当社所定の範囲において複数登録することができます。当社が定めるものを除き、各種取引結果、各種キャンペーンのご案内等、お客さまに選択いただいた情報をお客さまご指定の電子メールアドレスに送付します。なお、電子メールアドレスの登録に際しては当社所定の方法にしたがうものとします。

第 18 条（譲渡、質入れ等の禁止）

当社の承諾なしに、当社との取引上の地位（預金契約上の地位を含みます。）、預金、その他この取引にかかる一切の権利およびカード等について、譲渡、貸与、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

第 19 条（解約、取引の制限について）

1. お客さまは、当社所定の方法により、当社との取引を解約することができます。その場合、カード等はお客さまの責任において破棄してください。
2. 解約手続き後の残高はお客さまが指定する他の金融機関の預金口座（なお、お客さまが指定できる預金口座は、当社が振込サービスを提供できる金融機関の口座に限るものとします。）へ振込をすることで、当社はお客さまに対するすべての責任を免れることができるものとします。お客さまが指定する金融機関口座への振込ができない場合であっても、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 次の各号のいずれか 1 つにでも該当した場合（いずれの支店との取引または口座に関して該当したものかは問わないものとします。）、当社はお客さまに事前に通知することなく、ただちにお客さまと当社との取引の全部または一部を停止し、またはお客さまが当社に保有する預金口座の全部または一部を解約できるものとします。
   (1) 支払停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特

定調停その他これらに類する手続の申立てがあったとき

(2) 解散したとき

(3) お客さまの当社に対する預金債権、その他債権又は当社に預託する資産もしくは債務の担保の目的物について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき

(4) 相続の開始があったことが当社にとって明らかになったとき

(5) お客さまが住所変更の届出を怠るなどお客さまの責めに帰すべき事由によってお客さまの所在が不明になったとき

(6) サービス提供に関する諸手数料その他当社に対する債務の支払がなかったとき

(7) 2 年間を超えて入出金取引(定期預金の自動継続、普通預金の決算利息の支払等のお客さまの取引依頼によらない取引は除きます。)の利用がないとき

(8) 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき

(9) 預金口座の名義人が存在しないことが明らかになったとき、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになったとき

(10) 当社に対する届出内容に虚偽があることが明らかになったとき、または当社への提出資料が真正でないことが判明したとき

(11) お客さまの情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めたものの、提出がないとき(当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した提出を求める通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号等への連絡がとれない場合等を含みます。)

(12) 前号の各種確認や資料の提出の求めに対するお客さまの回答、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断したとき、または上記に抵触する取引に利用されたと合理的に認められるとき(取引制限後に、お客さまからの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当該取引の制限を解除します。)

(13) その他、当社との各取引に係る規定の解約事由のいずれかに該当したとき

(14) お客さまが本規定および各取引規定に違反したとき

(15) 在留期間の定めのあるお客さまが、当社の求めに応じ在留資格・在留期間その他必要な事項を当社所定の方法により届け出なかったとき

(16) 在留期間の定めのあるお客さまが、当社に届け出ている在留期間満了日を経過したとき

(17) 前各号に掲げるほか、当社がサービスの中止を必要とする相当の事由が生じたとき

4. 前項のほか、次の各号のいずれか 1 つにでも該当した場合(いずれの支店との取引または口座に関して該当したものかは問わないものとします。)、当社はお客さまに事前に通知することなく、ただちにお客さまと当社との取引の全部または一部を停止し、またはお客さまが当社に

保有する預金口座の全部または一部を解約できるものとします。

(1) お客さまが口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(2) お客さまが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（これらの者を以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

(3) お客さまが、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

5. 前 2 項による取引の停止または預金口座の解約によりお客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

6. 第 3 項または第 4 項により取引が停止されたため取引の解除もしくは解約を求める場合、または預金口座が解約され残高がある場合には、当社所定の方法により申出てください。この場合、当社は本人確認のための証明書類その他の当社が必要と認める書類等の提出を求めることがあります。なお、当社との取引の解除または解約後において、貸出金等の当社の債権が残る場合には、当社は当該債権を第三者に譲渡することができるものとします。

第 19 条の 2（満 15 歳未満の口座の管理）

1. 満 15 歳未満のお客さま名義の口座は、当該支店（フルーツまたは海の生き物の名前がついている支店については、同一のフルーツまたは海の生き物の名称の支店である必要はありません。）に口座を保有する親権者の口座に紐づいた口座として開設されます。

2. 満 15 歳未満のお客さま名義の口座開設は、前項の親権者が口座名義人の代理人として行うものであり、また、口座開設後の取引は、当該親権者が口座名義人の代理人として行うもの、または当該親権者による承諾の下で意思能力ある口座名義人が行うものであり、その口座の

預金等は全て口座名義人に帰属します。

3. 満 15 歳未満のお客さま名義の口座開設後、口座名義人が満 15 歳を迎える前に、第 1 項の親権者が当該支店の自己名義の口座を解約する場合、当該親権者は、事前に、満 15 歳未満のお客さま名義の口座も解約するものとします。また、当該親権者が、親権を停止・喪失した場合、親権者でなくなった場合、または親権者が死亡した場合は、別の親権者または未成年後見人により速やかに、満 15 歳未満のお客さま名義の口座を解約するものとします。これらに反した場合、当社は、満 15 歳未満のお客さま名義の口座における取引の全部または一部を制限し、または任意の時期に当該口座を解約できるものとし、解約前に生じた損害については、当社に悪意または重過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
4. 第 1 項の親権者名義の口座において取引の全部または一部が制限された場合、満 15 歳未満のお客さま名義の口座における取引の全部または一部も制限される場合があります。
5. 前四項の定めにかかわらず、満 15 歳未満のお客さま名義の口座開設後、口座名義人が満 15 歳を迎えた場合、第 1 項の親権者名義の口座との紐づけが解消され、満 15 歳未満のお客さま名義の口座は、当該親権者名義の口座の解約の有無にかかわらず存続し、通常の当該支店の口座として取り扱われます。当該親権者は、口座名義人が満 15 歳を迎えた際は、当社所定の方法により口座管理を口座名義人に引き継ぐものとします。これに反した場合、引継ぎ前に生じた損害については、当社に悪意または重過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。

第 20 条（成年後見人の届出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、第 1 項および第 2 項と同様に届出てください。
4. 第 1 項から第 3 項の届出事項に取消または変更が生じた場合にも同様に届出てください。
5. 第 1 項から第 4 項の届出不備によりまたは届出前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 21 条（相殺）

1. 期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客さまが当社に対する債務を履行しなければならない場合には、当社は、その債務とお客さまの当社に対する一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。
2. 前項によって当社が相殺を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を当社による計算実行の日までとします。また、利率、料率等については、当社が定めるところによるものとし、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとしま

す。

3. お客さまは、当社に対する債務と期限の到来しているお客さまの当社に対する預金その他債権とを、当社に対する債務の期限が未到来であっても相殺することができます。この場合、お客さまの相殺通知は書面によるものとし、相殺の手続きは当社の定めるところによるものとします。
4. 前項によってお客さまが相殺を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知到達日の前日までとします。また、利率、料率等については、当社が定めるところによるものとし、外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。

第 22 条（充当の指定）

1. 当社から相殺をする場合に、お客さまの当社に対する債務全額を消滅させるに足りない場合は、当社は適当と認める順序方法により充当できるものとし、お客さまは、その充当に対して異議を述べないものとします。
2. お客さまから返済または相殺をする場合に、お客さまの当社に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、お客さまは充当または相殺の順序方法を指定することができます。ただし、お客さまがこれを指定しなかったときは、当社が適当と認める順序方法により充当することができ、お客さまはその充当または相殺に対して異議を述べないものとします。
3. 前項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は遅滞なく異議を述べられるものとし、この場合、前項にかかわらず、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、当社の指定する順序方法により充当または相殺することができるものとします。
4. 前二項により当社が充当を指定するお客さまの債務については、その期限が到来したものとして、当社はその順序方法を指定することができるものとします。

第 23 条（システム障害、災害などに関する免責事項）

1. 次の各号の事由により、当社の提供するサービスの取扱いに遅延、不能等が生じた場合、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
   (1) 天災・火災・騒乱などの不可抗力、お客さままたは通信事業者など第三者の通信機器・回線・コンピュータの障害ならびに電話の不通など、または裁判所等公的機関の措置・外国為替市場の閉鎖等、当社の責によらない事由により取引が遅延または不能となったとき。
   (2) 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が生じ、サービスの取扱いに遅延・不能などが生じたとき。
   (3) 当社以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由があるとき。
2. 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネットその他の通信回線等の通信経路において盗聴

等がなされたことにより、お客さまのパスワード等、取引情報が漏洩した場合、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 24 条（権利の帰属）

1. 当社の提供する各種サービスに関する一切の権利（当社所定アプリの著作権を含みますが、これに限りません。）は、当社またはそれぞれの権利保有者に帰属します。お客さまは、当社が提供する各種サービスを利用する場合に限り、当社 WEB サイト、当社アプリその他当社が提供するツールを利用できるものとし、当社から請求があった場合、お客さまは速やかに利用を停止します。
2. 当社が提供する各種サービスによってお客さまが取得した情報等について、お客さまは、転載、複製、改変、リバースエンジニアリング等を行わないものとします。

第 25 条（規定の準用）

当社との取引に関し、この規定に定めのない事項については、各取引規定その他当社の定めるところによるものとします。各取引規定その他の定めは、当社 WEB サイト上に掲示します。

第 26 条（規定の変更）

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
(2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

第 27 条（準拠法および合意管轄）

1. 当社との取引についての準拠法は日本法とします。
2. 当社との取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当社本店の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とします。

以上

円普通預金規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行（以下「当社」といいます。）と円普通預金にかかる取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第 1 条（預入れ）

1. お客さまは、当社におけるお客さま名義の他の預金口座からの振替により、この預金口座への預け入れをすることができます。
2. 代表口座円普通預金には、当社がお客さまに発行したデビット付キャッシュカードもしくはキャッシュカード 兼 認証番号表（あわせて以下「キャッシュカード」といいます。）またはキャッシュカードに代わる当社アプリを利用したサービス（以下「アプリで ATM」といいます。）と当社がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含み、以下同様とします。）を使用して現金を預け入れることができます。
3. 前項にかかわらず、預入提携先から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、入金記帳を取消します。
4. この預金口座には、現金（第 2 項に定める場合を除きます。）および手形、小切手、配当金領収証その他の証券を受入れません。
5. 少額預金利子の非課税制度（マル優）は取扱いません。

第 2 条（振込金の受入れ）

1. 代表口座円普通預金には、為替（外国からの送金による振込に関する当社所定のサービス（以下「外貨送金受取サービス」といいます）を利用した振込を含みます。）による振込金を受入れます。
2. 前項の振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

第 2 条の 2（外貨送金受取サービス）

1. 当社は、外貨送金受取サービスにより、代表口座円普通預金に、外国からの円貨の送金による振込を受け入れます。
2. 代表口座円普通預金への振込について、振込通知または支払指図の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。
3. 外貨送金受取サービスのご利用にあたっては、当社所定の手数料等をいただきます。
4. 外貨送金受取サービスのご利用にあたり、当社からお客さまに対し、外国からの円貨の送金による振込に係る資金の使途及び送金の目的等について、電話等による照会を行うことがあります。お客さまが、当社が定める期限までに当該照会に対する回答を行わない場合、または回答内容について当社が入金を不適当と判断したときは、当社は、当該照会に係る振込による代表口座円普通預金への入金を行わず、当該振込の依頼人に対し資金を返却することがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 3 条（払戻し）

1. お客さまは、お客さま名義の他の預金口座への振替または振込によりこの預金の払い戻しをすることができます。なお、振込による払戻しについては、別に定める振込規定に従うものとし

ます。
2. 代表口座円普通預金は、当社がお客さまに発行したキャッシュカードまたはアプリで ATM と預入提携先の現金自動支払機を使用して現金を払い戻すことができます。代表口座円普通預金以外は、現金での払戻しをすることができません。
3. この預金口座から各種料金等の口座振替をするときは、あらかじめ別に定める口座振替規定により手続きをしてください。代表口座円普通預金以外はこれを取扱いません。

第 4 条(利息)
1. この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について付利単位を1円として、次項の利率によって計算のうえ、毎月の当社所定の日に、この預金に組入れます。なお、利息を計算する場合、1 年を 365 日とする日割計算とし、円未満は切捨てます。
2. この預金の利息を計算するときの基準となる預金残高の範囲(以下「基準残高区分」といいます。)を別途定め、当社 WEB サイト上に、基準残高区分ごとに利率を表示します。適用する利率は、毎日の最終残高が属する基準残高区分に表示する当該日の利率とします。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、当社が定める日から新利率を適用します。

第 5 条(解約)
この預金口座を解約する場合には、当社所定の方法により申出てください。

第 6 条(保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)
1. この預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
   (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
   (2) 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
   (3) 第(1)号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 7 条(休眠預金等活用法に係る取扱い)
1. 休眠預金等活用法に係る異動事由
   当社は、この預金について、以下の各号に掲げる事由を民間公益活動を促進するための休

眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取扱います。

（1） 払戻し、預入れ、振込金の受入、振込による払い出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当社からの利子の支払に係るものを除きます。）

（2） 休眠預金等活用法に基づく公告の対象となったこの預金をお持ちのお客さまから、同法に定める事項に関し照会があったこと

（3） 当社 WEB サイトへのログインにより次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと（ただし、2019 年 5 月 9 日以降のもので、かつ当社が把握できる場合に限ります。）

① 当社の名称およびこの預金を取り扱う店舗の名称（店番号を含む。）

② この預金の種別

③ 口座番号その他この預金の特定に必要な事項

④ この預金の名義人の氏名または名称

⑤ この預金の元本の額

（4） 円定期預金またはハイブリッド ™ 普通預金のいずれかの他の預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

2. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等

（1） この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 前項各号に掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次号で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次号において定める日

③ 当社がお客さまに対して休眠預金等活用法第3条2項に定める事項の通知を発した日（ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を発した日から 1 ヵ月を経過した場合（1 ヵ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客さまの意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。）

④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

（2） 前号②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事由に応じ、次に定める日とします。

① 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと：当該支払停止が解除された日

② この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと：当該手続が終了した日

③ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）：当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

④ 円定期預金またはハイブリッド ™ 普通預金のいずれかの他の預金について、上記①ないし③に掲げるいずれかの事由が生じたこと：当該預金に係る最終異動日等

3. 休眠預金等代替金に関する取扱い

（1） この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、お客さまは、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（2） 前号の場合、お客さまは、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、お客さまは、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（3） お客さまは、第（1）号の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。

① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

② この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

③ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（4） 当社は、次に掲げる事由を満たす場合に限り、お客さまに代わって前号による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 前号にもとづく取扱いを行う場合には、お客さまが当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

4. 通知方法

この預金について、第2項に掲げる最終異動日等から 9 年以上経過し、残高が 1 万円以上の場合、お客さまからお届けいただいた住所宛てに、ご連絡させていただきます。

第 8 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第 9 条（規定の変更）

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。

(2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上

キャッシュカード規定

お客さまは、住信SBIネット銀行（以下「当社」といいます。）とキャッシュカードおよびキャッシュカードに代わる当社アプリを利用したサービス（以下「アプリで ATM」といいます。）を用いた取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第 1 条（キャッシュカード等の利用）

1. 当社が発行したデビット付キャッシュカードおよびキャッシュカード 兼 認証番号表（あわせて以下「キャッシュカード」といいます）ならびにアプリで ATM（キャッシュカードとあわせて以下「キャッシュカード等」といいます。）は、代表口座円普通預金（以下「預金」といいます。）およびカードローンまたは当座貸越（以下「ローン」といいます。）について、次の場合に利用することができます。
   (1) 当社がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して預金への預入れもしくはローンの返済（以下「預入れ等」といいます。）をする場合
   (2) 当社がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しもしくはローンの借入（以下「払戻し等」といいます。）をする場合
   (3) その他当社所定の取引を行う場合
2. キャッシュカード等は、当社および預入提携先・支払提携先（以下あわせて「提携先」といいます。）所定の時間帯に限り、利用することができます。また、各取引の取扱いについては、当社の提携先の預金機・支払機のうち、当社所定の預金機・支払機に限ります。
3. お客さまは、当社所定の方法により手続きすることにより、キャッシュカードの利用を停止し、または利用停止中のキャッシュカードの利用を再開もしくは一時利用することができます。

第 2 条（預金機による預入れ等）

1. 預金機を使用して預入れ等をする場合には、預金機の画面表示等の操作手順にしたがって、預金機にキャッシュカードを挿入し、または預金機および当社アプリの画面表示等の操作手順にしたがって、アプリで ATM を利用して、現金を投入して操作してください。
2. 預金機による預入れ等は、預金機の機種により預入提携先所定の金額単位とし、1回あたりの預入れ等は、預入提携先所定の金額の範囲内とします。

第 3 条（支払機による払戻し等）

1. 支払機を使用して払戻し等をする場合には、支払機の画面表示等の操作手順にしたがって、支払機にキャッシュカードを挿入し、または支払機および当社アプリの画面表示等の操作手順にしたがって、アプリで ATM を利用して、登録のキャッシュカード暗証番号および金額を正確に入力してください。
2. 支払機による払戻し等は、支払機の機種により支払提携先所定の金額単位とし、1回あたりの払戻し等は、支払提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日および 1 ヵ月あたりの払戻し等は当社所定の金額の範囲内（当社所定の方法により金額変更のお申出があり、当社所定の上限額の範囲内で当社が承認した場合は、お申出の金額の範囲内で払戻しを行うことに変更することができます。）とします。

3. 支払機を使用して払戻し等をする場合に、払戻し等の金額と第 4 条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が、預金の出金可能額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）またはローンの利用限度額をこえるときは、その払戻し等はできません。

第 4 条（自動機利用手数料）

1. 預金機または支払機を使用して預入れ等または払戻し等をする場合には、当社および提携先所定の預金機・支払機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。
2. 自動機利用手数料は、預入れ等または払戻し等の時に、預金から自動的に引落します。なお、預入提携先・支払提携先の自動機利用手数料は、当社から提携先に支払います。

第 5 条（デビットサービス）

デビット付キャッシュカードには、デビット機能が付帯されています。デビットサービスの利用については、別途定めるデビットカード利用規定にしたがうものとします。

第 6 条（当社システム障害時における支払機による預金の払戻し等）

1. 当社のシステム障害により、第 3 条第 1 項に定める預金の払戻し等に応じられないと当社が判断した場合には、第 3 条第 2 項および第 3 項の規定にかかわらず、当社がシステム障害時の取扱いとして別途定める金額を限度として、支払提携先の支払機を使用した払戻し等に応じます。
2. 前項の事態が発生した場合、当社は、当社 WEB サイトや支払機の画面に表示する等の手段により、すみやかにその旨および前項の払戻上限金額をお客さまに連絡します。
3. システム復旧後、当社は、お客さまの預金から払戻し等に応じた金額を引き落とす手続きを行います。
4. 前項による手続きの際、既払戻金額が預金の出金可能額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）をこえるときは、ただちに不足額をお支払いください。

第 7 条（キャッシュカード・暗証番号の管理等）

1. キャッシュカードおよびアプリで ATM を利用する端末は他人に偽造、変造、盗用または不正使用等されないよう保管し、キャッシュカード暗証番号、デビット暗証番号ならびに当社アプリに係るパスワード、認証解除キーおよび認証情報（以下「暗証番号等」といいます）は、他人に知られないよう厳重に管理してください。暗証番号等については、生年月日や同一数値の連続のみによるものを登録できません。また、電話番号など、他人から推測されやすい番号の指定を避けるとともに、一定期間毎に変更し、他人に知られないよう厳重に管理してください。
2. 当社が、キャッシュカードの電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用されたキャッシュカードを当社が交付したものとして処理し、入力されたキャッシュカード暗証番号と登録のキャッシュカード暗証番号との一致を確認して払戻し等をしたうえは、キャッシュカードまたはキャッシュカード暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、第 8 条および第 9 条に定める場合を除き、当社および支払提携先は責任を負いません。
3. 当社が、第 3 条第 1 項に定める支払機および当社アプリの当社所定の操作手順にしたがって、暗証番号等と登録された暗証番号等との一致を確認して払戻し等をしたうえは、アプリで ATM を利用する端末または暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、第 10 条に定める場合を除き、当社および支払提携先は責任を負いません。

第 8 条（偽造キャッシュカード等による払戻し等）
偽造または変造キャッシュカードによる払戻し等については、当該払戻し等がお客さまの故意によるものであることまたは当該払戻し等についてお客様に重大な過失があり、当社が善意かつ無過失であることを当社が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。
偽造または変造キャッシュカードによる払戻し等があった場合、お客さまは、当社所定の書類を提出し、キャッシュカードおよびキャッシュカード暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当社の調査に協力するものとします。

第 9 条（盗難キャッシュカードによる払戻し等）
1. キャッシュカードの盗難により、他人に当該キャッシュカードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当社に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する利息ならびに手数料に相当する金額（以下本条において「補てん対象額」といいます。）の補てんを請求することができます。
   (1) キャッシュカードの盗難に気づいてからすみやかに、当社への 12 条1項に基づく届出が行われていること
   (2) 当社の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること
   (3) 当社に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
2. 前項の請求がなされた場合、当該払戻しがお客さまの故意による場合を除き、当社は、当社へ届出が行われた日の 30 日（ただし、当社に届出をすることができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日（以下「基準日」といいます。）以降当社へ届出が行われた日までになされた払戻しにかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。
3. 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当社への届出が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難キャッシュカード等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。
   (1) 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
      ① お客さまに重大な過失があることを当社が証明した場合
      ② お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
      ③ お客さまが、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
   (2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してキャッシュカードが盗難にあった場合

第 10 条（アプリで ATM の不正使用による払戻し等）
1. アプリで ATM を利用する端末の盗難もしくは紛失（以下「盗難等」といいます。）または当該利用にあたり当社が確認する暗証番号等の盗取・詐取等により、他人にアプリで ATM を不正使

用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、お客さまは当社に対して当該払戻しの額に相当する金額およびこれに付帯する利息ならびに手数料に相当する金額（以下本条において「補てん対象額」といいます。）の補てんを請求することができます。

(1) 当該端末の盗難等または暗証番号等の盗取・詐取等に気づいてからすみやかに、当社への 12 条1項に基づく届出が行われていること

(2) 当社の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること

(3) 当社に対し、警察署に被害届を提出していることまたは被害事実等の事情説明をしていることその他の盗難等または盗取・詐取等にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

2. 前項の請求がなされた場合、当該払戻しがお客さまの故意による場合を除き、当社は、当社へ届出が行われた日の 30 日（ただし、当社に届出をすることができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日（以下「基準日」といいます。）以降当社へ届出が行われた日までになされた払戻しにかかる補てん対象額を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意かつ無過失であり、かつ、お客さまに過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんするものとします。

3. 前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当社への届出が、第 1 項に定める端末の盗難等または暗証番号等の盗取・詐取等が行われた日（当該盗難等または盗取・詐取等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる端末または当該暗証番号等を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。

(1) 当該払戻しが行われたことについて当社が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

① お客さまに重大な過失があることを当社が証明した場合

② お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

③ お客さまが、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してアプリで ATM の不正使用による払戻が発生した場合

(3) 不正な払戻しが発生した日の翌日から 31 日以降にお客さまから届出があった場合

(4) お客さまが他人に譲渡・貸与または担保差入した端末の使用により不正な払戻しが発生した場合

(5) お客さまが、当社が定める規定に違反したことにより不正な払戻しが発生した場合

(6) システムが正常に機能しない状態において不正な払戻しが発生した場合

(7) お客さまが当社に届け出たメールアドレス、住所または電話番号がお客さま以外の者のメールアドレス、住所または電話番号であった場合、または、お客さまの責により、第三者が、お客さまのメールアドレス、住所または電話番号を利用して、お客さまの名義で取引を行うことが可能となっていた場合

5. アプリで ATM の不正使用による払戻し等に関して、インターネット・バンキングによる口座不正使用補てん規定は適用されません。

第 11 条(有効期限)

1. キャッシュカード 兼 認証番号表(デビット機能なし)には、有効期限はありません。
2. デビット付キャッシュカードの有効期限は、別途当社が定めるものとします。

第 12 条(キャッシュカード等の紛失等)

1. キャッシュカード等、アプリで ATM を利用する端末または暗証番号等を失った場合または盗難にあった場合、キャッシュカード等、上記端末または暗証番号等が偽造、盗難、紛失、詐取等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、ただちにお客さまから当社所定の方法により当社に届出てください。この届出を受けたときは、ただちにキャッシュカード等による払戻し等停止の措置を講じます。この届出の前に生じた損害については、第 8 条、第 9 条および第 10 条に定める場合を除き、当社は責任を負いません。
2. 前項の届出の前に、キャッシュカード等、アプリで ATM を利用する端末または暗証番号等を失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。

第 13 条(キャッシュカードの再発行等)

1. キャッシュカードの盗難、紛失等の場合のキャッシュカードの再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
2. キャッシュカードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。
3. お客さまが正当な理由なく、当社所定のキャッシュカードの再発行手続きを行わない場合、当該お客さまとの取引の全部もしくは一部を停止し、または口座を解約することがあります。
4. キャッシュカード 兼 認証番号表をお持ちのお客さまがキャッシュカードを再発行する場合は、デビット付キャッシュカードを発行します。

第 14 条(預金機・支払機等への誤入力等)

預金機・支払機またはアプリで ATM の使用に際し、金額、その他画面に表示される必要事項の誤入力により発生した損害については、当社は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機を使用した場合のそれぞれの提携先の責任についても同様とします。

第 15 条(解約、キャッシュカードの利用停止等)

1. 預金を解約する場合には、キャッシュカードを当社に返却するよう求めることがあります。なお、当社銀行取引規定第 19 条(解約、取引の制限について)第 3 項により、預金が解約された場合にも同様に返却を求めることがあります。
2. キャッシュカードの改ざん、不正使用など当社がキャッシュカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。アプリで ATM に関しても同様です。この場合、当社からの請求があれば、ただちにキャッシュカードを当社に返却し、またはアプリで ATM の利用を停止してください。
3. 次の場合には、キャッシュカード等の利用を停止することがあります。この場合、当社所定の本人確認書類および停止解除の書類等の提示等を受け、当社所定の方法で本人であることを確認のうえ、当社が承認したときは停止を解除、またはキャッシュカードを再発行できるものとします。なお、この場合、第 13 条第 1 項に準じます。
   (1) 本規定および当社の他の規定に違反した場合
   (2) 当社銀行取引規定第 19 条(解約、取引の制限について)第 3 項に該当した場合
   (3) キャッシュカード取引に関し、最終の預金機・支払機を使用した取引(預入れ等、払戻し等およびその他当社所定の取引)およびその他当社所定の取引から当社が別途定める

一定の期間が経過した場合

(4) キャッシュカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

(5) アプリで ATM を利用する端末の盗難、紛失等により、アプリで ATM を不正使用されるおそれがあると当社が判断した場合

第 16 条(法人キャッシュカードにおける特例)

1. 事業者をお客さまとするキャッシュカード(以下「法人キャッシュカード」といいます。)については、第 8 条および第 9 条を適用しません。事業者をお客さまとするアプリで ATM(以下「法人アプリで ATM」といいます。)については、第 10 条およびインターネット・バンキングによる口座不正使用補てん規定を適用しません。
2. 当社が、法人キャッシュカードの電磁的記録によって、支払機の操作の際に使用された法人キャッシュカードを当社が交付したものとして処理し、入力されたキャッシュカード暗証番号と登録のキャッシュカード暗証番号との一致を確認して預金の払戻しをしたうえは、法人キャッシュカードまたはキャッシュカード暗証番号につき偽造、変造、盗用その他事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社および支払提携先は責任を負いません。
3. 当社が、第 3 条第 1 項に定める支払機および当社アプリの当社所定の操作手順にしたがって、暗証番号等と登録された暗証番号等との一致を確認して払戻し等をしたうえは、法人アプリで ATM を利用する端末または暗証番号等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取扱い、また、これにより生じた損害については、当社および支払提携先は責任を負いません。

第 17 条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第 18 条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき

(2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

以上

2024 年 12 月 19 日現在

デビットカード利用規定

第１条(適用範囲)

本規定は、住信 SBI ネット銀行（以下「当社」といいます。）が提供するデビットカードによってデビットサービスをご利用いただく際に適用されるものとします。お客さまは、デビットサービスの利用にあたっては、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記の条項のほか、当社が別途定める各取引規定についても確認し、同意したものとして取り扱います。

第２条(用語の定義)

本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。

(1)「会員」とは、デビットサービスの利用を申込み、当社によりその申込の承諾を受けたお客さまをいいます。

(2)「国際提携組織」とは、スマホデビットについては、Mastercard Asia/Pacific Pte.Ltd.のみをいい、デビット付きキャッシュカードについては、Visa Inc.または Mastercard Asia/Pacific Pte.Ltd.をいいます。

(3)「加盟店等」とは、国際提携組織と提携した金融機関またはクレジット会社(以下「アクワイヤラ」といいます。)の加盟店および当社が指定した(または国際提携組織と提携した金融機関等による)ATM・現金自動入出金機を統括する金融機関等をいいます。

(4)「売買取引等」とは、会員が加盟店等から商品を購入し、または役務の提供を受けること(ATM・現金自動入出金機にて会員の指定した金額の払出しを行う役務の提供を受けることを含みます。)に係る会員と加盟店等間の取引をいいます。

(5)「売買取引等債務」とは、売買取引等に基づき会員が加盟店等に対して負担する債務をいいます。

(6)「デビットカード」とは、デビット付キャッシュカードとスマホデビットの総称をいいます。

(7)「デビット付キャッシュカード」とは、キャッシュカードとしての機能(当社所定のキャッシュカード規定により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。)とデビットサービスに係る売買取引等の決済を行う機能を一体化し、双方の機能を 1 枚で提供する物理的なカードであって、本規定に基づき当社が発行するものをいいます。

(8) 「スマホデビット」とは、デビットサービスのために会員のモバイル端末（以下「スマホデビット利用端末」といいます。）に記録される会員氏名、デビットカード番号、有効期限等の電磁的記録であって、本規定に基づき当社が発行するものをいいます。なお、スマホデビットは、スマホデビット利用端末上で当社のスマートフォンアプリを用いることで表示されます。

(9) 「決済口座」とは、会員がデビットサービスを受ける支店に開設した代表口座円普通預金口座および/または代表口座外貨普通預金口座をいいます。

(10)「デビットサービス」とは、当社が会員からの委託に基づき、決済口座から預金を引き落とすことによって売買等取引債務を弁済するサービスです。

(11) 「本人認証サービス」とは、スマホデビットについては、Mastercard ID Check(マスターカード ID チェック)のみをいい、デビット付キャッシュカードについては、Visa Secure(ビザセキュア)または Mastercard ID Check(マスターカード ID チェック)をいいます。

(12) 「デビット利用情報」とは、デビットサービスのための会員氏名、デビットカード番号、有効期限及び第６条に定めるデビット暗証番号等の情報の総称をいいます。

第３条(利用契約の成立)

1. お客さまは、本規定のほか、当社が別途定める各取引規定についても確認し、同意したうえで、当社所定の方法によりデビットサービスの利用を申し込むものとします。
2. デビットサービスに係るお客さまと当社との契約(以下「利用契約」といいます。)は、当社が前項の利用申し込みを承諾したときに成立します。

第４条(スマホデビットおよびデビット付キャッシュカードの発行と管理)

1. 当社は、前条の利用契約成立後、スマホデビットを会員に発行します。会員 1 人(法人口座の場合 1 法人)が支店ごとに発行を受けることができるスマホデビット（1 つのデビットカード番号ごとに 1 つのスマホデビットとして計算します。）の上限は、当社が別途定めるものとします。
2. スマホデビットは、当該スマホデビットの発行を受けた会員本人のみ（法人の会員にあっては、当該会員の代表者または会員がスマホデビットを利用する権限を付与した役職員としてスマホデビットの発行を受けた者のみ）が利用できます。また、会員は善良なる管理者の注意をもってスマホデビットおよびデビット利用情報を管理するものとし、スマホデビットを第三者に貸与または譲渡することや、デビット利用情報を開示、漏えいする等して第三者に利用させてはならないものとします。
3. 当社は、会員が希望する場合には、前条の利用契約成立後、当社所定の手続きにより、デビット付キャッシュカードを発行し、これを会員に貸与します。この場合、当社所定の手数料をいただくことがあります。会員１人(法人口座の場合１法人)が支店ごとに借り受けられるデビット付キャッシュカード枚数の上限は、当社が別途定めるものとします。
4. 会員は、デビット付キャッシュカード受領後、直ちに当該デビット付キャッシュカードの署名欄に自署をするものとします。なお、法人の会員にあっては、会員の代表者または会員が当該カードを利用する権限を付与した者が署名するものとします。

5. デビット付キャッシュカードは、当該デビット付キャッシュカードの貸与を受けた会員本人のみ（法人の会員にあっては、当該カードの署名者のみ）が利用できます。また、会員は善良なる管理者の注意をもってデビット付キャッシュカードおよびデビット利用情報を管理するものとし、デビット付キャッシュカードを第三者に貸与、譲渡または質入れする等デビットカードの占有を移転させることや、デビット利用情報を開示、漏えいする等して第三者に利用させてはならないものとします。会員は、デビットカードまたはデビット利用情報が、盗難、詐取、横領、紛失または偽造・変造等（以下「盗難等」といいます。）により第三者に利用されるおそれが生じた場合、または第三者に利用されたことを認知した場合、第１８条の規定に従い、すみやかに当社所定の方法により当社に通知するものとします。なお、当社への通知が遅延したことにより生じた損害につき、当社は一切責任を負いません。
6. 当社は、当社が会員に貸与または発行したデビットカードが利用された場合、または正しいデビット利用情報が入力され利用された場合、当該利用をデビット付キャッシュカードの貸与を受けた会員もしくはスマホデビットの発行を受けた会員本人または本人から正当な権限を授与された者によるものとみなし、この取り扱いにより会員が不利益を被ったとしても一切責任を負いません。
7. 当社は、会員のデビットカードまたはデビット利用情報が第三者によって不正に利用されている、またはそのおそれがあると判断した場合、事前に通知することなく会員のデビット付キャッシュカードおよびスマホデビットを無効とし、デビットサービスの提供を中止することができるものとします（なお、当社は、これらの措置を講じる義務は負いません）。この場合、会員は、当社が行う所定の本人確認および不正使用に関する調査を行うことをあらかじめ承諾し、これに協力するものとします。当社は、デビット付キャッシュカードおよびスマホデビットを無効とした後、会員の当該不正利用等への関与が認められない場合には、新たにデビット付キャッシュカードおよびスマホデビットを発行します。
8. 当社は、デビット付キャッシュカードが会員の不在等の理由により不送達となり、当社所定の回数返却された場合には、当該デビット付キャッシュカードを破棄するものとします。この場合、会員が利用を希望する場合には、改めて第３条第１項所定の申込手続を行うものとします。
9. 前項の規定は、当社が会員に対しデビット付キャッシュカードの再発行を行う場合にも準用されるものとします。

第４条の２（デビットカードの会費と手数料等）

1. デビットカードには、国際提携組織により一般カード、プラチナカード等の種類があり、会員は、デビットカードの種類によっては、当社所定の会費を支払うものとします。また、事由の如何を問わず会員が支払った会費は返還されず、会員はこれを異議なく承諾

するものとします。なお、会員は、デビットカードの種類や発行体系により別途特約がある場合は、その特約に従うものとします。

2. 会員は、デビットカードの種類に従い当社所定の発行手数料を支払うものとします。また、事由の如何を問わず会員が支払った発行手数料は返還されず、会員はこれを異議なく承諾するものとします。なお、会員がデビットカードの種類の変更ならびにスマホデビットに係るデビットカード番号およびデビット付キャッシュカード券面の変更を当社に申し出る場合も同様とします。

第５条(デビットカードの有効期限)

1. デビットカードの有効期限は、当社が定めるものとし、デビット付キャッシュカードまたは当社のスマートフォンアプリ上に表示された月の末日までとします。
2. 当社は、デビットカードの有効期限経過後であっても、加盟店等から第９条第２項に定める売上確定通知を受けた場合、なお当該デビットサービスの決済について本規定を適用するものとします。
3. 当社は、当社が定める一定期間、デビットカードの利用がない場合のほか、当社の判断に基づき、有効期限到来前であってもデビットカードを無効とし、デビットサービスの提供を中止することができるものとします。
4. デビット付キャッシュカードの有効期限が到来する場合、当社が引き続き会員として承認する方には、新しいデビット付キャッシュカードを送付します。この場合、会員は、有効期限が経過したデビット付キャッシュカードは破棄し（磁気ストライプと IC チップ部分を切断するものとします。)、新しいデビット付キャッシュカードを利用するものとします。
5. スマホデビットの有効期限が到来する場合、当社が引き続き会員として承認する方については、当該スマホデビットの有効期限を変更するものとします。

第６条(暗証番号)

1. 会員は、デビットサービスの利用に先立ち、当社所定の手続きにより、デビットサービス用の暗証番号(以下「デビット暗証番号」といいます。)を当社に登録するものとします。なお、会員は、デビット暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当社に責のある場合を除き、会員はデビット暗証番号が使用されて生じた一切の債務、損害等については、自己においてその責を負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
2. 会員は、デビット暗証番号を失念した場合、またはデビット暗証番号の変更を希望する場合、当社所定の手続きにより、デビット暗証番号を変更するものとします。
3. 前項の規定にかかわらず、デビット付キャッシュカードの貸与を受けた会員については、デビット暗証番号を失念した場合、またはデビット暗証番号の変更を希望する場合、当

社所定の手続きによりデビット付キャッシュカードの再発行を申し込むものとします。

4. 当社は、第1項により登録された当該会員のデビット暗証番号の照会・変更（前2項に基づくデビット暗証番号の変更を除きます。）を受け付けません。
5. 前項の定めにかかわらず、キャッシュカード暗証番号（キャッシュカード規定に基づき会員から届け出られる暗証番号をいいます。）を失念した場合の取扱いについては、銀行取引規定第7条が適用されるものとします。

第6条の2（本人認証サービス）

1. 会員は、本人認証サービスに対応した加盟店で電子商取引を行う場合、当社が必要と判断したときは、以下のいずれかの手続きにより本人認証を行う必要があります。
   (1)スマート認証NEOによる本人認証
   (2)ワンタイムパスワードによる本人認証（以下の①および②の手続きよる本人認証）
   ①当社より、本人認証サービス用のワンタイムパスワード（以下「認証情報」といいます。）を会員が事前に登録しているメールアドレスに送ります。
   ②会員は、加盟店の指定する画面の指示に基づき認証情報を入力します。入力した情報が認証情報と一致した場合、売買取引等が実行されます。会員は、認証情報が、本人認証サービスの認証情報として利用されることに同意します。
2. 会員は、登録メールアドレス、認証情報等を善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。当社に責のある場合を除き、会員は認証情報が使用されて生じた一切の債務、損害等については、自己においてその責を負うものとし、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 本人認証サービスは、退会、会員資格の取消しまたは喪失により、自動的に利用できなくなります。なお、本人認証サービスは、それ以外の方法により、会員が任意に利用を停止することはできません。
4. 当社は、WEBサイトに通知するなど所定の方法で会員に通知することにより、本人認証サービスを任意に中止できるものとします。その結果、会員に不利益が生じたとしても、当社に責のある場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

第7条(利用方法)

1. 当社は、加盟店等が売買取引等に係る取引額(以下「取引額」といいます。)ならびにデビット利用情報およびセキュリティコード(あわせて以下「取引情報」といいます。なお、デビット暗証番号およびセキュリティコードについては、加盟店等の要請がある場合に限ります。)の全部または一部を当社に通知したことをもって、会員と加盟店等の間で売買取引等に係る契約が成立したものとみなします。
2. 当社は、売買取引等に関して一切責任を負わず、またその内容について調査等を行う責任も負いません。会員は、売買取引等に関して疑義その他の問題が生じた場合、加盟店

等との間でこれを協議、解決するものとします。

3. 会員は、売買取引等を行った後に、会員と加盟店等との合意によってこれを取り消す場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。
4. 会員は、売買取引等において購入した商品、サービスその他の取引内容およびそれに付随する情報ならびに会員の個人情報およびデビット利用情報等が、加盟店等、アクワイヤラおよび当社間において、売買取引等の特定と内容確認の目的で開示されることを承諾するものとします。
5. 会員は、当社所定の時間内に、当社所定の金額以上の売買取引等について、取引情報(デビット暗証番号およびセキュリティコードについては、加盟店等から要請された場合に限ります。)を加盟店等に通知することにより、デビットサービスを利用することができます。
6. 会員は、デビットサービスの利用金額、利用状況、購入商品、権利、提供を受ける役務の種類により、デビットサービスの利用についてその都度当社の承認が必要となること、および当社と加盟店等およびアクワイヤラとの間でデビットサービスの利用状況に関する照会を行うことをあらかじめ承諾するものとします。
7. 会員のデビットカード利用状況、または会員の決済状況等から当社が適当でないと判断した場合、当社はデビットサービスの利用をお断りすることができるものとします。また、貴金属・金券類・パソコン等一部の商品については、デビットカードの利用を制限することがあります。なお、当社は、本項に規定する場合に、かかる措置を講じる義務は負いません。
8. 会員は、当社が必要と認めた場合、デビットカードの利用を制限される場合があることを承諾するものとします。また、システム、通信回線、端末機のメンテナンス、故障、障害等によりデビットサービスを利用できない場合があることをあらかじめ承諾するものとします。当社は、これらにより会員に損害等が生じたとしても、当社に責のある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第８条(利用限度額)

1. 会員は、決済口座の残高(第１０条に定める海外利用である場合を除き、決済口座円普通預金の残高とします。)を超えてデビットサービスを利用することはできません。
2. 会員は、当社所定の方法により、デビットサービスの利用限度額を設定することができます。

第９条(決済方法)

1. 当社は、加盟店等からの取引情報の通知を受け付けた場合、会員から当社に対して取引情報に示された取引額の引落し指示および当該引落しによる当該売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示

にしたがい、取引額を決済口座から引き落とします(以下、この手続きを「暫定支払手続き」といい、引き落とした金額を「暫定引落額」といいます)。なお、当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、原則として、取引情報の通知を受け付けず、会員の引落し指示および弁済委託を承諾しないものとします。

(1)デビットカードの有効期限が満了した後に取引情報の通知を受けた場合

(2)当該取引情報に含まれる取引額が第８条に定める利用限度額を超過する場合

(3)当該取引情報に含まれる取引額が当社所定の金額を下回る場合

(4)当該取引情報が、当社が別途定める利用不能条件に該当する場合

2. 当社は、暫定支払手続き完了後、加盟店等から会員と加盟店等との間で成立した売買取引等に係る売上確定の通知(以下「売上確定通知」といいます。)を受けた場合、前項の弁済委託にしたがい、ただちに暫定引落額を加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。

3. 通信事情その他の事由により取引情報の通知を当社が受理せず、売上確定通知のみが到達した場合、当社は、会員から当社に対して売上確定通知に示された取引額の引落し指示および当該引落しによる当該売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示および弁済委託にしたがい、当該売上確定通知の到達後、直ちに売上確定通知に係る取引額を決済口座から引き落としたうえで加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。

4. 加盟店等の売上処理手続き上の事由等により売上確定通知における取引額が暫定引落額を超過することとなった場合、当社は、会員から当社に対して当該取引額から暫定引落額を減じた金額(以下「不足金額」といいます。)の引落し指示および当該引落しによる売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示および弁済委託にしたがい、不足金額を決済口座から引き落し、引き落とした資金を暫定引落額とあわせて加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。

5. 第 3 項の場合において会員の決済口座の残高が売上確定通知に示された取引額に満たないときは、当社は、会員の債務を弁済するために必要な金額（決済口座の残高にかかわらず、売上確定通知における取引額の全額とします。）を立替えることにより、当該売上確定通知にかかる売買取引等債務を弁済するものとします。

6. 第 4 項の場合において会員の決済口座の残高が不足金額に満たないときは、当社は、会員の債務を弁済するために必要な金額（決済口座の残高にかかわらず、不足金額の全額とします。）を立替えることにより、当該売上確定通知にかかる売買取引等債務を弁済するものとします。

7. 当社は、暫定支払手続き完了後に加盟店等から売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合、当社所定の手続きに従い暫定引落額を会員の決済口座に返金するものとします。

なお、この場合、当社は、返金対象となる暫定引落額に付利する義務を負いません。

8. 当社は、暫定引落額より売上確定通知における取引額が少ない場合、当社所定の手続きに従いその差額を会員の決済口座に返金するものとします。なお、この場合、当社は、当該差額に付利する義務を負いません。
9. 当社は、暫定支払手続きが完了し、当社が別途定める期間経過後も加盟店等からの売上確定通知がない場合または売上確定通知の内容を確認できない場合、暫定引落額を決済口座に返金するものとします。なお、この場合、当社は、当該暫定引落額に付利する義務を負いません。ただし、返金後、当社が別途定める期間内に売上確定通知を受領した場合、当社は、会員から当社に対して売上確定通知に示された金額の引落し指示および当該引落しによる売買取引等に係る債務の弁済委託がなされたものとみなし、当社がこれを承諾する場合、かかる引落し指示および弁済委託にしたがい、当該売上確定通知受領後、直ちに暫定支払手続きをとったうえで暫定引落額を加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。なお、本項において、会員の決済口座の残高の不足等の理由により暫定支払手続きをとることができない場合、当社は、決済口座の残高にかかわらず、当該売上確定通知における取引額の全額を立替えるものとし、これを加盟店等に支払うことにより、当該売上確定通知に係る売買取引等債務を弁済するものとします。
10. 当社は、売上確定通知の内容に何らかの瑕疵があるものと判断した場合、当該売上確定通知に係る取引額を加盟店等に立替払いしたうえで、当社が立替払いを行ったこと、売上確定通知に瑕疵があることを当該加盟店等に申し出るものとします。
11. 会員は、当社が立替払いを行った場合、当該立替払いされた金額(以下「立替金」といいます。)について当社に債務を負い、これを弁済する義務を負うものとします。なお、その弁済については第１２条に定めるとおりとします。
12. 当社は、加盟店等からデビットサービスの利用に係る売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合であって、すでに当該売買取引等に係る売買取引等債務の弁済が完了している場合には、当該売買取引等に係る取引額を会員に返還するものとします。
13. 当社は、前項のほか売買取引等に関して会員の決済口座から当社が引き落とした金額を返還する場合、当社所定の手続きにより行うものとします。

第９条の２（ポイントの充当）

1. 当社所定の支店に決済口座を開設した会員は、当社「ポイントサービス規定」にて定めるポイント（以下、単に「ポイント」といいます）を保有している場合、当社所定の方法にて設定を行うことにより、前条第 1 項の暫定引落額に対して、第 3 項に定める方法により、保有するポイント相当額の金額を充当（以下、「ポイントの充当」といいます）することができます。なお、会員の決済口座の残高がポイント充当後の暫定引落額を下回ると見込まれる場合は、当社は前条第 1 項なお書第 2 号に基づき承諾を行いません。。

2. 充当可能なポイントの種類、ポイント数その他ポイント充当の条件等は当社所定の内容に従うものとし、当社はこれらをいつでも変更し、または終了させることができます。
3. 当社は、第 1 項の設定に従い暫定引落額に対してポイントの充当を行う場合、会員の保有するポイント（ただし、暫定引落額相当額を上限とします。）を現金に交換のうえ決済口座に入金し、入金後の決済口座の残高をもって暫定支払手続きを行います。会員はポイントの充当後に当該充当をキャンセルすることはできません。
4. 前項の手続き後、当社が売上確定通知を受けたときは、当社は、当該売上確定通知に示された取引額を加盟店等に支払います。受領した売上確定通知に示された取引額が暫定支払手続きを行った際の暫定引落金額を下回っていた場合の処理は前条第 8 項の定めによるものとし、充当したポイントは返却されずポイント相当額の金額が返金されるものとします。受領した売上確定通知に示された取引額が暫定支払手続きを行った際の暫定引落金額を上回っていた場合の処理は前条第 4 項、第 6 項の定めによるものとし、不足金額についてポイントの充当はできないものとします。
5. 第 3 項の手続き後、加盟店等から売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合は前条第 7 項、第 12 項、第 13 項の定めによるものとし、充当したポイントの返却はされずポイント相当額の金額が返金されるものとします。
6. 第 3 項の手続き後、当社が別途定める期間経過後も加盟店等からの売上確定通知がない場合または売上確定通知の内容を確認できない場合、前条第 9 項に定めによるものとし、充当したポイントの返却はされず、ポイント相当額の金額が返金されるものとします。なお、前条第 9 項ただし書およびなお書の場合、ポイントの充当はできないものとします。
7. 前条第 3 項の場合、ポイントの充当はできないものとします。
8. 本条に基づくポイントの充当は、会員が取引額の引落し先として代表円普通口座預金を選択した場合に限ります。当社所定の外国通貨に係る代表口座外貨普通預金を選択した場合にはポイントの充当はされません。また、第１０条に基づく利用の場合は、本条に基づくポイントの充当はできません。
9. 前各項に定めるほか、ポイントの充当及びポイント相当額の金額の返金等の取り扱いについては、当社所定の条件及び方法等によるものとします。

第１０条（海外利用）

1. 会員は、海外におけるデビットサービスの利用に係る取引額の引落し先を、会員がデビットサービスを受ける支店に開設した代表口座円普通預金または当社所定の外国通貨に係る代表口座外貨普通預金のいずれかから、あらかじめ当社所定の手続きにより選択するものとします（代表口座外貨普通預金は、当該代表口座外貨普通預金が売買取引等に係る外国通貨と同一の外国通貨である場合に限り、選択できるものとします）。なお、

会員は、海外におけるデビットサービスの利用にあたって、海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を負担するものとします。

2. 会員が取引額の引落し先として代表口座円普通預金を選択した場合、当社は、外国通貨から日本円に換算の上、第９条(決済方法)に定める決済方法に基づき暫定支払手続きおよび売買取引等債務の弁済を行うものとします。なお、外国通貨から日本円への換算には、国際提携組織で売上データが処理された日の国際提携組織が適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートが適用されるものとします。
3. 会員が取引額の引落し先として代表口座外貨普通預金を選択した場合、当社は、選択された外国通貨(対象とする外国通貨は別途定めるものとします。)で第９条(決済方法)に定める決済方法に基づき暫定支払手続きおよび売買取引等債務の弁済を行うものとします。かかる場合において、会員は、当社に海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を支払うものとし、当社が、当該暫定支払手続きにおいて、取引額とともに当該費用相当額を引き落とし、当該費用の支払いを受けることを同意するものとします。なお、会員が取引額の引落し先として代表口座外貨普通預金を選択した場合であって、暫定支払い手続き時に会員の代表口座外貨普通預金の残高が取引額に満たないときは、当社は、第１項および本項の定めにかかわらず、代表口座円普通預金が選択されたものと同様に取り扱います。
4. 第２項の場合において、当社が、暫定支払手続きまたは売買取引等債務の弁済を完了した後に、加盟店等からデビットサービスの利用に係る取引情報の通知、売上確定通知または売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合、当社は、当該取消しに係る取引額を外国通貨から日本円に換算の上、会員に返還するものとします。この場合、外国通貨から日本円への換算には、国際提携組織が当該取消しにあたり適用した交換レートに海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用を加算したレートが適用されるものとします。なお、当該レートの変動により、取り消された暫定支払い手続きによる引落額との差額が生じ、返還金が引落額に満たない場合であっても、当該差額は会員が負担するものとします。
5. 第３項の場合において、当社が、暫定支払手続きまたは売買取引等債務の弁済を完了した後に、加盟店等からデビットサービスの利用に係る取引情報の通知、売上確定通知または売買取引等を取り消す旨の通知を受けた場合、当該取消しに係る取引額を外国通貨で会員に返還するものとします。この場合、会員が当社に支払った海外利用に伴う諸事務処理など所定の費用は返還されないものとします。なお、代表口座外貨普通預金の残高が取引額に満たないことにより代表口座円普通預金が選択されたものと同様に取り扱った場合であって、取消しに当たって加盟店等から当社に対し当該売買取引等に係る承認番号等の通知がされたときは、当社は、本項の定めにかかわらず、前項を適用し、当該取消しに係る取引額を外国通貨から日本円に換算の上、会員に返還するも

のとします。

6. 会員は、海外におけるデビットサービスの利用について、法令を遵守する上で必要となる場合は、許可証、証明書その他の書類を提出し、または当社がデビットサービスの利用を制限または停止することに、あらかじめ同意するものとします。

第１１条(売買取引等にかかる手数料等)

会員は、売買取引等を行う場合、消費税等の公租公課を負担するほか、当社所定の手数料を支払うものとします。当社は、当社所定の時期に会員の決済口座から手数料を引き落とします。

第１２条(弁済方法の指定)

第９条第 5 項または第 6 項に基づき当社が立替払いを行った場合のほか、デビットサービスの利用に関連して会員の当社に対する債務が発生した場合、当社は、当社の任意で、会員による弁済の方法を決定することができるものとします。

第１３条(相殺)

当社は、会員が当社に対する債務を履行しなかった場合に、当該会員が当社に対して有する一切の債権（いずれの支店との取引に関するものかは問わないものとします。）と相殺することができるものとします。

第１４条(債権の譲渡)

会員は、当社が会員に対して有する立替金に係る債権等を第三者に譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとします。

第１５条(デビットサービスの利用停止等)

1. 当社は、会員が本規定に違反した場合あるいは違反のおそれがある場合、デビットサービスの利用状況等からデビットカードの利用が適当でないと判断した場合、立替金の支払いが遅延した場合、当社が預金取引（いずれの支店との取引であるかは問わないものとします。）の全部または一部を停止または強制解約した場合、会員が当社と締結する他の利用契約に基づきデビットサービスについて次の各号の全部または一部の措置がとられた場合その他当社が必要と判断した場合には、当社所定の方法により、次の各号の全部または一部の措置をとることができるものとします。
   (1)デビットサービスおよびデビットカードの利用制限または利用停止
   (2)デビット付キャッシュカードの貸与の停止およびデビット付キャッシュカードの返却請求
   (3)加盟店等に対するデビットカード番号等の無効通知

(4)決済口座の利用停止または強制解約

2. 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、何ら通知、催告することなく当該会員のデビットサービスおよびデビットカードの利用を停止することができるものとします。

(1)当社所定の届出事項に関して届出を怠った場合

(2)当社所定の届出事項に関して虚偽の申告をした場合

(3)本規定の各条項のいずれかに違反した場合

(4)会員の決済口座が解約された場合

(5)銀行取引規定第１９条第 3 項各号に該当するに至った場合

3. 当社は、会員が第１７条に違反した場合または同条に定める書類の提出に応じない場合、デビットサービスおよびデビットカードの利用の制限もしくは停止措置をとることができるものとします。

4. 当社は、前各項の定めに基づきデビットサービスおよびデビットカードの利用を停止した場合であっても、利用停止までに生じた売買取引等に係る債務について加盟店等から売上確定通知を受けた場合、なおデビットサービスの決済について本規定を適用するものとします。

第１６条(会員の申出による利用停止)

1. 会員は、当社から貸与または発行されたデビットカードの利用停止を希望する場合、当社所定の方法によりその旨を申し出るものとします。

2. 当社は、前項の申出を受領した後、速やかにデビットカードおよびデビットサービスの利用を停止するものとします。

3. 当社は、前項の定めに基づきデビットカードおよびデビットサービスの利用を停止した場合であっても、利用停止までに生じた売買取引等に係る債務について加盟店等から売上確定通知を受けた場合、なおデビットサービスの決済について本規定を適用するものとします。

第１７条(法令等による取引の禁止・制限)

会員は、デビットサービスを利用して現在または将来適用される外国為替および外国貿易管理に関する諸法令等により禁止された取引を行ってはならず、また会員が行う取引につき許可、証明、報告その他の手続を必要とする場合には、取引を行う前に当社にその旨を申告するとともに当社の要求に応じて許可書、証明書、報告書その他の書類を提出するものとします。この場合において、当社が必要と認めるときは、デビットサービスの利用の制限もしくは停止に応じていただくことがあります。

第１８条(デビットカードおよびスマホデビット利用端末等の盗難等の届出)

次の場合、会員は直ちに当社カスタマーセンターへご通知いただくとともに、当社所定の手続きに基づき書面にて届け出るものとします。また、必ず所轄の警察署にも盗難または紛失等を届け出るものとします。

(1) デビットカードまたはデビット利用情報が盗難等に遭った場合（スマホデビット利用端末の盗難等の場合も同様とする）にあった場合
(2) 加盟店等において、デビットカードにより商品、サービス、権利その他の財産（以下「商品等」といいます。）を購入するように強要され、かつその購入した商品等を奪われた場合
(3) デビット付キャッシュカードを利用可能な現金自動支払機の設置場所において、デビット付キャッシュカードにより現金を引き出されまたは引き出すように強要され、かつその引き出された現金を奪われた場合
(4) デビットカードまたはデビット利用情報を他人に不正使用されたこと等により被害にあった場合

第１９条(不正使用・盗難等による被害に対する補償)

1. 会員は、デビットカード、デビット利用情報またはスマホデビット利用端末の盗難等により、デビットサービスが第三者に不正利用された場合、当該不正利用に起因する一切の事項につき責任を負うものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、第三者によるデビットサービスの不正利用については、次の各号のすべてに該当する場合、会員は当社に対して当該損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
   (1) デビットカード、デビット利用情報またはスマホデビット利用端末の盗難等に気づいてからすみやかに、当社への第１８条に基づく届出が行われていること
   (2) 当社の調査に対し、会員より十分な説明が行われていること
   (3) 当社に対し、警察署に被害届を提出していることまたは被害事実等の事情説明をしていること、その他デビットカード、デビット利用情報またはスマホデビット利用端末の盗難等に遭ったことが推測される事実を確認できるものを示していること
3. 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が当該会員の故意または重過失により行われた場合を除き、当社所定の方法により、損害の全部または一部に対して当社が補償します。
   (1) 補償内容と補償期間
      ① デビット付キャッシュカードまたはスマホデビット利用端末の盗難、詐取、横領、紛失またはデビット利用情報の不正使用による損害の場合は、当社へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることを会員が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降に通知が行われた損害に限ります。
      ② デビット付キャッシュカードの偽造・変造による損害の場合は、当社へ通知が行われた日の 60 日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があ

ることを会員が証明した場合は、60 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降に通知が行われた損害に限ります。

(2) 補償金額

① 個人の会員

1 口座当たり年間 100 万円まで

② 法人の会員

1 口座当たり年間 1,000 万円まで

4. 第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補償責任を負いません。

(1)デビットカードの利用により、会員ご本人または会員の配偶者、二親等内の親族、同居人、留守人もしくは使用人、その他の関係者（以下「親族等」といいます。）が名義人となり、または出金可能な口座もしくはアカウント等（以下「アカウント等」といいます。）に対して入金が行われた場合

(2)デビットカードの利用により購入された商品等が、会員本人または親族等に対して引き渡された場合、またはこれらの者が名義人となり、もしくは管理するアカウント等に記載、記録等された場合

(3)第１８条第 4 号に定める被害の申出のあった場合で、当該取引の全部または一部が会員本人または親族等による利用であることが判明した場合、またはその疑いがある場合

5. 第 2 項の規定にかかわらず、当社は、次に掲げる損害について、補償を行わないものとします。

(1)会員、または会員の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反に起因する損害

(2)会員の親族等が行い、または加担した損害

(3)デビット付キャッシュカードが会員に到達する前に生じた盗難または紛失による損害

(4)デビット付キャッシュカードに会員自らの署名が行われていない状態で行われた使用による損害（インターネット加盟店でのご利用の場合を含みます）

(5)他人（親族等を含みます。）にデビットカードを不正使用させたことによる損害

(6)デビット利用情報の保管・管理に重過失があり、これにより生じた盗難等による損害

(7)デビット暗証番号の使用による損害（但し、デビット暗証番号の管理について、会員に故意または過失がない場合はこの限りではありません。）

(8)本人認証サービスを用いた取引により生じた損害

(9)本規定、銀行取引規定など、当社が定める規定に違反したことにより生じた損害

(10)デビット付キャッシュカードを利用可能な現金自動支払機が正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害

(11)加盟店等に設置されている端末が正常な機能を発揮しない状態で行われた使用による損害

(12)戦争、暴動、地震・噴火またはこれらによる津波、核燃料物質の放射線による事故な

ど、著しい社会秩序の混乱の際に行われたデビットカードの盗難等により生じた損害

6. 前項の損害のほか、当社が提出を求めた書類等を、会員が、提出を求めた日から 45 日以内に提出しない場合、提出した書類などに不正ないし虚偽の表示をした場合またはその疑いがある場合、被害状況調査への協力を行わなかった場合および損害防止・軽減の努力を行わなかった場合についても、補償は行われません。また、会員が、正当な理由がないにもかかわらず、第１８条に基づき遅滞なく当社に対して届け出ず、または所轄警察署に届け出なかった場合についても補償は行われません。

第２０条(預金口座の解約禁止)

1. 会員は、銀行取引規定その他の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合、当社の普通預金口座（決済口座以外に会員が当社に開設した普通預金口座を含みます。）を解約することができません。
   (1)第９条第７項、第８項または第９項に定める返金処理の完了前であるとき
   (2)第９条第 10 項に定める義務が存続しているとき
   (3)第４条第７項に定める調査が継続中であるとき
   (4)暫定支払手続き完了後であって、当社が売上確定通知受領前であるとき
   (5)デビットサービスを利用した売買取引等に係る債務弁済が完了していないとき
2. 前項の定めにかかわらず会員が普通預金口座を解約し、解約後に当社が当該会員のデビットカードを利用した売買取引等について売上確定通知を受けた場合、会員から当社に対し、当該売上確定通知に係る売買取引等における債務について弁済委託がなされたものとみなします。当社は、かかる弁済委託にしたがい、当該売上確定通知に示された取引額を立替えるものとし、これを加盟店等に支払うことにより、会員の債務を弁済するものとします。
3. 会員は、前項の定めに基づき当社が立替払いを行った場合、当該立替払いされた金額について当社に直ちに弁済する義務を負うものとします。

第２１条(反社会的勢力との取引拒絶、排除)

1. 会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
   (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
   (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目

的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3. 会員が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、会員との取引を継続することが不適切であると当社が判断した場合、当社所定の方法により、第１５条第1項各号の全部または一部の措置をとることができるものとします。

4. 会員は、前項の規定の適用により、会員に損害が生じた場合にも、当社になんらの請求をすることができないものとします。また、当社に損害が生じたときは、会員がその責任を負うものとします。

会員が、反社会的勢力ではないことの表明・確約に定める要件に該当した場合、当社は事前に何らの通知、催告を要せずして、会員資格を取り消すことができるものとします。

第２２条(遅延損害金)

会員は、当社に対する債務を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し遅延損害金を支払うものとします。この場合の計算方法は当社の定めによるものとし、年利 14.6%を限度とします。

第２３条(デビットカードの再発行)

1. 当社は、会員がデビットカード、デビット利用情報またはスマホデビット利用端末の盗難等により、当社所定の届出を行い、デビットカードの再発行を申請した場合、当社が適当と認めた場合に限り、デビットカードを再発行します。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。

2. 前項に定めるところに従い当社がデビットカードを再発行する場合、会員は、デビット

利用情報が従前のデビット利用情報から変更される場合があることを異議なく承諾するものとします。

3. 会員がデビット付キャッシュカードの再発行を申請する場合、従来利用していたデビット付キャッシュカードは会員が責任をもって破棄するものとし、これを怠ったことにより会員に損害等が生じたとしても、これについて、当社は何らの責任も負わないものとします。

第２４条(利用明細)

当社は、当社所定の期間、デビットサービスの利用に係る取引明細を保存し、当該取引明細を当社所定の方法で会員の閲覧に供するものとします。

第２５条(キャッシュカード機能)

デビット付キャッシュカードのキャッシュカード機能の利用については、当社所定のキャッシュカード規定によるものとします。

第２６条(免責)

当社が、デビットサービスの提供に関し、会員が被った損害について責任を負う場合であっても、当社の責任は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、通常生ずべき事情に基づく通常損害の範囲に限られるものとし、逸失利益、拡大損害、間接損害、特別損害等については一切責任を負わないものとします。

第２７条(本規定の変更等)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1)変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき

(2)変更の内容が、本規定に基づく会員と当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

第２８条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社ＷＥＢサイトへの掲示により告知します。

以上

振込規定

お客さまは、住信SBIネット銀行（以下「当社」といいます。）と振込にかかる取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第1条（適用範囲）

インターネットバンキングまたは振込依頼書による当社または他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、本規定により取扱います。

第2条（振込の依頼）

1. インターネットバンキング（以下「バンキングサービス」といいます。）による振込の依頼は、次により取扱います。
   (1) 振込の依頼は、各バンキングサービスの取扱時間に受付けます。
   (2) 1日あたりの振込限度額をこえて振込指定日を同一日とする振込の依頼をすることはできません。1日あたりの振込限度額は当社所定の金額の範囲内（当社所定の方法により金額変更のお申出があり、当社所定の上限額の範囲内で当社が承認した場合は、振込限度額を変更することができます。）とします。なお、受取人口座が存在しない等の事由により振込資金が返却された場合には、振込限度額の対象外としてこれを取扱います。
   (3) 当社所定の方法により事前に登録している振込先への振込の依頼については、前号の振込限度額の対象外としてこれを取扱います。ただし、この場合においても、当社は、振込依頼の上限額を別途定めることがあります。
   (4) 振込の依頼は、すべて電信扱いの依頼としてこれを受付けます。
   (5) 振込の依頼は、当社所定の方法により、振込先の金融機関・店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込金額その他の所定の事項を正確に伝達してください。当社は、受信した事項を依頼内容とします。
2. 振込依頼書による振込の依頼は、次により取扱います。
   (1) 振込の依頼は、当社が認める場合のみこれを受付けます。
   (2) 振込の依頼は、すべて電信扱いの依頼としてこれを受付けます。
   (3) 振込依頼書は、当社所定の振込依頼書を使用し、振込先の金融機関・店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込金額、依頼人名、依頼人の住所・電話番号その他の所定の事項を正確に記入してください。当社は、振込依頼書に記載された事項を依頼内容とします。
3. 前二項に定める依頼内容について不備があった場合、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
4. 振込の依頼にあたっては、振込資金、当社所定の振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下「振込手数料等」といい、振込資金と併せて「振込資金等」といいます。）をお支払いください。

第3条（取引日付）

1. インターネットバンキングによる振込の依頼の場合は、次により取扱います。
   (1) 当社にある受取人の預金口座あての振込で、振込指定日の指定がない場合、当社が依頼内容を受信した日を振込指定日とする振込の依頼としてこれを取扱います。
   (2) 他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込で、振込指定日の

指定がない場合、原則として当社が依頼内容を受信した日を振込指定日とする振込の依頼としてこれを取扱います。ただし、振込指定先の金融機関が振込通知を受信できないことその他のやむを得ない事情により、当社が依頼内容を受信した日の翌銀行営業日を振込指定日とする振込予約の依頼として取扱う場合があります。

(3) 依頼日の翌日以降を振込指定日として依頼する場合は、指定された日付を振込指定日とする振込予約の依頼としてこれを取扱います。ただし、他の金融機関の国内本支店にある受取人の預金口座あての振込については、銀行休業日を振込指定日とする振込予約の依頼は受付けません。

(4) 前各号の定めにかかわらず、当社が必要と判断した場合には、振込または振込予約(以下「振込等」といいます。)の依頼について調査を行い、又は当社所定の日を振込指定日とする振込予約の依頼としてこれを取扱うことができるものとします。当該調査を行った場合には、振込契約を成立させることに支障がないことの確認が取れた日(ただし、振込指定先の金融機関が振込通知を受信できないことその他のやむを得ない事情がある場合は、当該確認が取れた日の翌銀行営業日)または前号に定める振込指定日のいずれか遅い日を振込指定日とする振込の依頼または振込予約の依頼としてこれを取扱います。

2. 振込依頼書による振込の依頼の場合は、次により取扱います。

(1) 当社に振込依頼書が到着した日を依頼日として受付けます。

(2) 振込依頼書に記入された振込指定日が依頼日当日以前で、銀行営業日の当社が当日受付締切時間までに当社が振込依頼書を受付けた場合は、依頼日当日を振込指定日とする振込の依頼としてこれを取扱います。当日受付締切時間終了後に振込依頼書を受付けた場合は、依頼日の翌銀行営業日を振込指定日とする振込予約の依頼としてこれを取扱います。

(3) 振込依頼書に記入された振込指定日が依頼日翌日以降の場合は、指定された日付(ただし、銀行休業日にあたる場合は翌銀行営業日。)を振込指定日とする振込予約の依頼としてこれを取扱います。

(4) 第(2)号にかかわらず、当日受付締切時間までに当社が振込依頼書を受付けた場合であっても、振込事務の繁忙日等のやむをえない事由がある場合には、依頼日の翌銀行営業日を振込指定日として取扱うことがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第4条(振込契約の成立)

1. 振込契約は、当社が振込等の依頼内容を確認し、振込資金等の受領を確認したときに成立するものとします。

2. 振込資金等は、振込指定日に、お客さま名義の代表口座円普通預金から振替ることにより受領するものとします。振込予約の依頼をした場合には、振込指定日の前日までに振込資金等を代表口座円普通預金にご入金ください。振込等の依頼の場合で、振込指定日に代表口座円普通預金の出金可能額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含み、以下同様とします。)が振込資金等の金額に満たない場合は、当該振込等の依頼は取消されたものとします。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。この場合、当社よりお客さまへの連絡は行いません。

3. 同日を振込指定日とする複数件の振込等の依頼がされた場合において、その総額が振込指定日の代表口座円普通預金の出金可能額をこえるときは、いずれの振込等の依頼に応じるかは当社の任意とします。出金可能額が不足していたことにより振込が行われなかった振込等の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害については、当社は責任を負いま

せん。この場合、当社よりお客さまへの連絡は行いません。

4. 前二項にかかわらず、振込資金等の振替実行時点で当社がお客さま名義の代表口座円普通預金の出金可能額を確認できない等のやむをえない事由により、当社が振込等の依頼を有効として取扱った場合は、すみやかに、振込資金等に不足する金額を、代表口座円普通預金へご入金いただくものとします。
5. 振込予約の依頼の場合、振込指定日当日の当社所定の時間までは、その振込予約を取消すことができます。

第5条（振込通知の発信）

振込契約が成立したときは、当社は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。

第6条（振込資金の返却）

振込先の金融機関で受取人口座が存在しない等の事由により受取人口座へ入金できない場合、当社は、お客さまより組戻依頼を受けることなく振込資金を組戻し、当該振込資金をお客さま名義の代表口座円普通預金に入金します。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。この場合、当社よりお客さまへの連絡および振込手数料等の返却は行いません。

第7条（取引内容の照会等）

1. 当社が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当社から依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当社からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
2. 振込先の金融機関から受取人口座が存在しない等の事由により振込資金が返却された場合には、当該振込資金をお客さま名義の代表口座円普通預金に入金します。この場合、振込手数料等の返却は行いません。

第8条（依頼内容の訂正・組戻し）

1. 振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合（当社が認める場合に限ります。）またはその依頼を取りやめる場合には、次の訂正または組戻しの手続きにより取扱います。
   (1) 訂正または組戻しの依頼にあたっては、当社所定の方法により申出てください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
   (2) 当社は訂正または組戻しの依頼内容にしたがって、訂正または組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
   (3) 組戻しされた振込資金は、お客さま名義の代表口座円普通預金に入金します。
2. 前項の訂正または組戻しの取扱い、ならびに組戻しされた振込資金の返却については、訂正または組戻しの依頼内容を相当の注意をもって確認のうえ手続きしたときは、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 第1項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第9条（通知・照会の連絡先）

1. この取引についてお客さまに通知・照会をする場合には、あらかじめ届出られた電子メールアドレス・電話番号を連絡先とします。
2. 前項において、連絡先の届出の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることがで

きなくなっても、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第10条(手数料)

1. 振込の受付にあたっては、当社所定の振込手数料等をいただきます。
2. 訂正または組戻しの受付にあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきます。この場合、前項の振込手数料等は返却しません。また、組戻しができなかった場合でも、組戻手数料は返却しません。
3. この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

第11条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

第12条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
(2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上

円定期預金規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行（以下「当社」といいます。）と円定期預金にかかる取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第 1 条（預入れ）

1. この預金への預入れは、1 千円以上 1 円単位とします。
2. この預金への預入れは、当社に開設されたお客さま名義の円普通預金からの振替により取扱います。この預金には、現金、小切手による預入れはできません。
3. 少額預金利子の非課税制度（マル優）は取扱いません。

第 2 条（払戻し、自動継続）

1. 満期取扱方法の選択

満期取扱方法として、預入時に、元利継続、元金継続または満期解約のいずれかを選択いただきます。（満期日を指定する預入れの場合、満期取扱方法は満期解約となります。）
満期取扱方法は変更することができます。変更する場合は、満期日（継続をしたときは継続後の預金の満期日。以下同じ。）の前日までに当社所定の方法により手続きをしてください。また、満期解約を元利継続または元金継続に変更する場合は、継続後の預金について、預入期間も指定してください。

2. 元利継続または元金継続

(1) 満期日に前回と同一の期間の円定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。なお、お客さまは、満期日の前日までに当社所定の方法により手続きすることにより、継続後の預金の預入期間について、前回と異なる期間に変更することができます。
(2) 元利継続を選択した場合の継続後の元金は、継続前の元金に利息を加えた金額とします。元金継続を選択した場合の継続後の元金は、継続前の元金と同じ金額とし、利息はこの預金と同一の口座名義の円普通預金（以下「入金口座」といいます。）に入金します。
(3) 継続後の利率は、継続日（満期日をいいます。以下同じ。）における当社所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
(4) 継続を停止するときは、満期日の前日までに、満期取扱方法を満期解約に変更してください。この場合、この預金は、次項にしたがい、満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。

3. 満期解約

満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金は入金口座に入金します。

第 3 条（利息）

1. この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下同じ。）から満期日の前日までの日数および適用する利率（継続後の預金について第 2 条第 2 項第(3)号の利率。以下「約定利率」といいます。）によって単利の方法により計算し、満期日に支払います。
2. 約定利率は、別途定める預入期間および預入金額の区分に応じて異なることがあります。各区分における利率は、当社 WEB サイト上に表示します。約定利率は、預入日において、当社 WEB サイト上の該当区分に表示された利率とします。
3. 満期日に何らかの理由により解約ができなかった場合、満期日に第 1 項により計算された利息

を元金に組入れます。満期日の翌日以降に解約する場合、満期日以後の利息の計算方法は、満期日から解約日の前日までの期間について、円普通預金規定 第 4 条(利息)に準じた取扱いとし、解約日に支払います。

4. 第4条(満期日前の解約)にしたがい、この預金の全部を満期日前に解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の利率(小数点第 6 位以下は切捨てます。)によって単利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

＜2019 年 12 月 2 日以降に預入れされた円定期預金＞

(1)1 年未満　約定利率×10%と解約日における当社所定の円普通預金利率のいずれか低い方

(2)1 年以上 2 年未満　約定利率×20%

(3)2 年以上 3 年未満　約定利率×30%

(4)3 年以上 4 年未満　約定利率×40%

(5)4 年以上 5 年未満　約定利率×50%

＜2019 年 12 月 1 日までに預入れされた円定期預金＞

(1)1 年未満　約定利率×10%

(2)1 年以上 2 年未満　約定利率×20%

(3)2 年以上 3 年未満　約定利率×30%

(4)3 年以上 4 年未満　約定利率×40%

(5)4 年以上 5 年未満　約定利率×50%

5. この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。ただし、円未満は切捨てます。

第 4 条(満期日前の解約)

この預金は、お客さまより当社所定の方法により満期日前の解約申出があって、かつ当社が認めた場合には、この預金の全部について解約する場合に限り、解約することができます。この預金の一部について解約することはできません。この預金を解約した場合、元利金は入金口座に入金します。

第 5 条(保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

1. この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、お客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
   (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
   (2) 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
   (3) 第(1)号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

(1) この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
(2) 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。

4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 6 条(休眠預金等活用法に係る取扱い)

1. 休眠預金等活用法に係る異動事由について
当社は、この預金について、以下の各号に掲げる事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」という。)にもとづく異動事由として取扱います。
(1) 払戻し、預入れ、振込金の受入、振込による払い出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当社からの利子の支払に係るものを除きます。)
(2) 休眠預金等活用法に基づく公告の対象となったこの預金をお持ちのお客さまから、同法に定める事項に関し照会があったこと
(3) 当社 WEB サイトへのログインにより次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと(ただし、2019 年 5 月 9 日以降のもので、かつ当社が把握できる場合に限ります。)
① 当社の名称およびこの預金を取り扱う店舗の名称(店番号を含む。)
② この預金の種別
③ 口座番号その他この預金の特定に必要な事項
④ この預金の名義人の氏名または名称
⑤ この預金の元本の額
(4) 円普通預金またはハイブリッド ™ 普通預金のいずれかの他の預金について、前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと
2. 休眠預金等活用法に係る最終異動日等
(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
① 前項各号に掲げる異動が最後にあった日
② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次号で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次号において定める日
③ 当社がお客さまに対して休眠預金等活用法第3条2項に定める事項の通知を発した日(ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合(1ヵ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客さまの意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。)
④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
(2) 前号②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事

由に応じ、次に定める日とします。

① 満期取扱方法が満期解約の場合：満期日
満期取扱方法が自動継続の場合：初回の満期日

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと：当該事由が生じた期間の満期日

(a) 第1項各号に定める異動事由

(b) 当社がお客さまに対して休眠預金等活用法第3条2項に定める事項の通知を発したこと（ただし、当該通知がお客さまに到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当社があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知がお客さまの意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。）

③ 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと：当該支払停止が解除された日

④ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと当該手続が終了した日

⑤ 法令または契約にもとづく振込金の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当社が入出金の予定を把握することができるものに限ります。）：当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

⑥ 円普通預金またはハイブリッド ™ 普通預金のいずれかの他の預金について、上記①ないし⑤に掲げるいずれかの事由が生じたこと：当該預金に係る最終異動日等

3. 休眠預金等代替金に関する取扱い

（1） この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、お客さまは、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（2） 前号の場合、お客さまは、当社を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当社が承諾したときは、お客さまは、当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（3） お客さまは、第1号の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当社に委任します。

① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当社からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

② この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

③ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（4） 当社は、次に掲げる事由を満たす場合に限り、お客さまに代わって前号による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当社がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② 前号にもとづく取扱いを行う場合には、お客さまが当社に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

4. 通知方法

この預金について、第2項に掲げる最終異動日等から 9 年以上経過し、残高が 1 万円以上の

場合、お届けいただいた住所宛てに、ご連絡させていただきます。

第 7 条（規定の準用）
本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第 8 条（規定の変更）
当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。
(1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
(2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上

当座貸越規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行（以下「当社」といいます。）と当座貸越にかかる取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第 1 条（当座貸越）

1. 当座貸越は、18 歳以上の個人のお客さまであって、その円普通預金と同一の口座名の円定期預金の残高を有する方に限り、ご利用いただけます。
2. 代表口座および目的別口座の各円普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求（代表口座円普通預金に限ります。）があった場合には、当社は当該円普通預金と同一の口座名の円定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、当該円普通預金に入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
3. 前項による当座貸越の限度額（以下「極度額」といいます。）は、一口座あたり、当該円普通預金と同一の口座名の円定期預金の合計額の 90％または 200 万円のうちいずれか少ない金額とします。
4. 第 2 項による貸越金の残高がある場合には、当該円普通預金に受入れまたは振込まれた資金（代表口座円普通預金に限ります。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。
5. お客さまは、当社所定の方法により手続きすることにより、すべての口座における当座貸越の利用を一括して停止または再開することができます。ただし、貸越金残高もしくは貸越金利息がある場合、または、他の商品への振替等のために出金を制限されている場合で、かつ当該振替の実行により貸越金残高が発生することとなる場合は、貸越金残高または貸越金利息がなくなるまでの間、当座貸越の利用を停止することはできません。また、口座単位での停止または再開はできません。

第 2 条（貸越金の担保）

1. お客さまは、当社のために、その円普通預金と同一の口座名の円定期預金の合計額について一口座あたり 223 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
2. 同一口座内に円定期預金が複数契約ある場合には、第 1 項に定める限度額に満つるまで、次の順序にしたがい順次担保とします。
   (1) 満期日の到来が早い契約
   (2) 満期日が同じ場合には、約定利率の低い契約
   (3) 満期日、約定利率とも同じ場合には、預入期間の短い契約
   (4) 上記(1)(2)(3)とも同じ場合には、契約番号の大きい契約
3. 貸越金の担保となっている円定期預金（以下「担保円定期預金」といいます。）について、満期解約もしくは満期日前に解約があった場合には、前条第 3 項に定める極度額の算出にあたり、同項に定める円定期預金の合計額から解約された円定期預金の金額を除外したうえで同項にしたがい新たな極度額を算出することとし、解約された円定期預金以外の円定期預金につき、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。
4. 前項の場合において、解約された担保円定期預金の解約払戻金を前条第 4 項にしたがい貸越金の返済に充当したにもかかわらず、貸越金が新たな極度額をこえることとなるときは、お客さまは、ただちに新たな極度額をこえる金額相当額を当該円普通預金に入金する方法によりお支払いください。

第 3 条（貸越金利息等）

1. 貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎月の当社所定の日に、当社 WEB サイト上に表示する当座貸越利率によって 1 年を 365 日として日割計算のうえ、各口座の円普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更し、当社が定める日から新利率を適用します。
2. 前項の組入れにより極度額をこえる場合には、ただちに極度額をこえる金額をお支払いください。
3. 各口座ごとに円定期預金の全額の解約により貸越金の残高が 0 円になったときは、第1項にかかわらず同時に貸越金の利息を当該口座の円普通預金から引落します。
4. 当社に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年 14%(1 年を 365 日とする日割計算)とします。

第 4 条(即時支払)

1. 次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当社からの請求がなくても、それらをお支払いください。
   (1) 当社銀行取引規定第 19 条(解約、取引の制限について)第 3 項各号の一にでも該当したとき
   (2) 第 2 条第 4 項または第 3 条第 2 項により極度額をこえたまま 1 ヵ月を経過したとき
2. 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当社から請求がありしだい、ただちに貸越元利金等をお支払いください。
   (1) 当社に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
   (2) その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
3. 前各項の事由があるときは、当社はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

第 5 条(担保円定期預金の解約および差引計算等)

1. この取引による債務を履行しなければならない場合には、当社は、担保円定期預金の全額を解約のうえ(なお、担保円定期預金が複数ある場合には、履行すべき債務の全額に満つるまで、第 2 条第 2 項に定める順序にしたがい、順次、それぞれの担保円定期預金の全額を解約できるものとします。以下、本項において同様とします。)、その解約払戻金をもって債務の弁済にあてるなど、貸越元利金等とこの担保円定期預金の解約払戻金とを、その満期日の前でも相殺できるものとします。また、この場合、事前の通知および所定の手続きを省略して、同様に、担保円定期預金の全額を解約のうえ、差引計算の方法により、その解約払戻金を、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。これによっても、なお残りの債務がある場合にはただちにお支払いください。
2. 前項によって担保円定期預金の全額を解約する場合、当社円定期預金規定第 3 条(利息)第 4 項にかかわらず、解約する担保円定期預金の利率は、その約定利率によるものとします。
3. 第 1 項の相殺または差引計算の後に、担保円定期預金の解約返戻金の残金がある場合には、相殺または計算実行の日に、当該担保円定期預金と同一の口座名の円普通預金に入金します。
4. 第 1 項によって差引計算等をする場合、貸越金の利息・損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとします。

第 6 条(保険事故発生時におけるお客さまからの相殺)

1. お客さまは、円定期預金につき、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額

について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、円定期預金が第 2 条第 1 項により貸越金の担保となっている場合その他この取引にお客さまの当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務でお客さまが保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
   (1) 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の方法によりただちに当社に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新たな極度額をこえることとなったときは、新たな極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当するものとし、またその他この取引で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合にはお客さまの保証債務から相殺されるものとします。
   (2) 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当します。
   (3) 第(1)号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 第1項により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

第 7 条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第 8 条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
(2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上

ポイントサービス規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行（以下「当社」といいます。）とポイントサービスにかかる取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第1条（目的）

本規定は、当社が運営するポイントサービス（以下「本サービス」といいます）および同サービスにおいて当社がお客さまに付与するポイント（以下、単に「ポイント」といいます）に関する諸条件を定めることを目的とします。

第2条（ポイントの種類）

ポイントは、以下の「通常ポイント」および「限定ポイント」の2種類とします。

（1）通常ポイント　　当社所定の交換比率および交換条件で、現金または当社指定の他社が提供するポイントサービスのポイント（以下「現金等」といいます）と交換することができるほか、当社が別途指定する取引またはサービスに利用できるポイントをいいます。

（2）限定ポイント　　当社が別途指定する取引またはサービスにのみ利用できる、通常ポイントとは有効期限が異なるポイントをいいます。

第3条（ポイントの付与）

当社は、当社所定の取引について、当社 WEB サイトで公表する所定の条件により、当社が指定する日（以下「ポイント付与日」といいます）にお客さまにポイントを付与できるものとします。なお、いったんポイント付与の対象となる取引が成立した後に取り消され又はその内容が変更された場合、取引に係る引き落としの全部または一部ができなかった場合その他当社がポイントを付与しないことが適当と判断する事由があった場合は、当社は、当該取引についてポイントを付与しません。また、この場合において、既に当該取引についてポイントを付与していた場合は、当社は、別の取引について付与するポイントから当該取引について付与したポイントを差し引くことができるものとします。

第4条（ポイントに係る情報提供）

当社は、当社所定の方法により、保有ポイント数などのお客さまのポイントに係る当社所定の情報を提供します。なお、お客さまは、本条に基づき当社が提供する情報が提供時点の最新の状態を反映したものではない場合があることについて、了承するものとします。

第5条（ポイントの利用）

1. お客さまは、当社所定の手続きにより、通常ポイントを、当社所定の交換比率および交換条件での現金等との交換または当社が別途指定する取引もしくはサービスに利用することができます。また、お客さまは、当社所定の手続きにより、限定ポイントを、当社が別途指定する取引またはサービスにのみ利用することができます。当社が別途指定する取引またはサービスに利用するにあたり、当該取引またはサービスへの利用について関連する規定の定めがある場合は、その定めに従います。なお、保有する通常ポイントの一部のみを交換する場合は、有効期限到来前の通常ポイントのうち、付与日の早いものから順に交換の対象となるものとします。また、当社が別途指定する取引またはサービスに保有するポイントの一部を利用する場合は、有効期限の早いものから順に利用の対象となります。
2. ポイントと現金等の交換比率その他の交換条件及び利用条件は、当社 WEB サイトに告知することにより、当社が任意に変更できるものとします。
3. お客さまが複数の口座を保有している場合、異なる口座のポイントを合算して利用することはできません。また、ポイントの交換条件及び利用条件等は、お客さまが口座を保有する支店ごとに異なる場合があります。

第6条（ポイントの有効期限）

通常ポイントの有効期限は、ポイント付与日の属する年度の翌々年度末日とします。なお、年度とは、4月1日から翌年3月31日までを指します。有効期限を経過したポイントは、理由のいかんを問わず失効します。
限定ポイントの有効期限は、当社が別途定める有効期限とします。

第7条（ポイントの失効等）

当社は、以下の各号に該当する場合、ポイントの付与および利用を取り止め、また、お客さまが保有するポイントを失効させることができます。これにより生じた損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。

（1）お客さまが、死亡した場合
（2）お客さまが、当社との取引において違法または不正行為を行った場合
（3）お客さまが、反社会的勢力であると当社が判断した場合
（4）お客さまが、当社に開設された代表口座円普通預金口座を解約した場合
（5）お客さまが、本規約のほか各取引規定に違反した場合
（6）その他、当社がポイント付与もしくは利用の取り止め、またはポイントの失効について適当と判断した場合

第8条（ポイントの補てん）

当社は、第三者による不正利用等により、お客さまのポイントが使用された場合、当社の判断により当該ポイントの全部または一部を補てんすることがあります。

第9条（疑義）
ポイントの付与、利用履歴や有効期限等、ポイントに係る情報に疑義が生じた場合は、当社が管理する情報を真正なものとして取り扱います。その他、本サービスについて生ずる疑義は、当社の裁量においてその取扱いを決定するものとします。

第10条（サービスの終了等）
当社は、当社WEBサイトに一定期間告知することにより、何ら責任を負うことなく、いつでも本サービスを変更し、または本サービスの一部または全部を停止ないし終了することができるものとします。

第11条（規定の準用）
本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社ＷＥＢサイトへの掲示により告知します。

第12条（規定の変更）
当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社WEBサイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。
（1）変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
（2）変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上

インターネット・バンキングによる口座不正使用補てん規定

お客さまは、住信 SBI ネット銀行（以下「当社」といいます。）と預金取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことについても確認し、同意するものとします。

第1条（補てんが行われる場合）

当社は、第三者がお客さま（個人のお客さまに限ります。以下同じ。）のユーザーネーム、各種パスワード、認証番号表等取引にあたり当社が要求する認証情報(以下「認証情報」といいます。)を詐取・盗取し、お客さまになりすまして不正に預金の払戻し（以下「払戻し」といいます。）をされたことによって、お客さまが損害を被った場合について、次の各号のすべてに該当するときは、当社はお客さまの請求に応じて、次条に定める金額を補てんします。

1. お客さまが認証情報の詐取・盗取に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われたこと。
2. 当社の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。
3. お客さまが当社に対し、警察署に被害事実等の事情説明をしていることその他の詐取・盗取にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補てんの対象外とします。

1. お客さまご本人に対して払戻しが行われた場合（払戻し先がお客さま名義の口座であった場合を含みます）
2. 同居もしくは生計を一にする配偶者、または二親等内の親族に対して払戻しが行われた場合（払戻し先が同居もしくは生計を一にする配偶者、または二親等内の親族名義の口座であった場合を含みます）
3. 法令上定められた方法により本人確認を行う事業者の口座（証券会社の口座や仮想通貨交換業者の口座などを含みます）でお客さまを指定して払戻しが行われた場合（お客さまのアカウントまたは名義を指定して払戻しが行われた場合を含みます）

第 2 条（補てんの対象となる金額）

1. 前条の事由によりお客さまが損害を被った場合、当社は、当社へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降当社へ通知が行われた日までになされた払戻しの額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であり、かつ、お客さまに過失があることを当社が証明した場合には、当社は補てん対象額の 4 分の 3 に相当する金額を補てんします。

2. 前条および前項の規定は、前条にかかる当社への通知が、認証情報の詐取・盗取が行われた日（当該詐取・盗取が行われた日が明らかでないときは、当該認証情報を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。

第 3 条（補てんが行われない場合）

前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。

1. お客さまに故意もしくは重大な過失または法令違反がある場合

（お客さまの重大な過失となりうる事例）

・当社が注意喚起した手口またはそれに類似する手口であると認識し、または容易に認識し得たにもかかわらず、騙されて、認証情報を入力してしまった場合

・他人に認証情報を知らせた場合

・認証情報を、他人が容易にアクセス可能なお客さまの携帯電話機やスマートフォンのメモ情報やパーソナルコンピュータ、インターネット上のデータ保管サービス（電子メールやクラウドサービス等）に保存していた場合

・身に覚えのない預金残高の変動、ウィルス感染等により、インターネット・バンキングで不正な払戻しが行われる可能性を認識し、または容易に認識し得たにも関わらず、当社への通知を行っていない場合

・その他、お客さまの「故意」と同視しうる程度にお客さまが注意義務に著しく違反している場合

2. お客さまの配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）が自ら払戻しを行い、もしくは加担した場合
3. お客さまが、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
4. 不正な払戻しが発生した日の翌日から 31 日以降にお客さまから通知があった場合
5. お客さまが他人に譲渡・貸与または担保差入したパーソナルコンピュータの使用により不正な払戻しが発生した場合
6. お客さまが、当社が定める規定に違反したことにより不正な払戻しが発生した場合
7. システムが正常に機能しない状態において不正な払戻しが発生した場合
8. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して不正な払戻しが発生した場合
9. お客さまが当社に届け出たメールアドレス、住所または電話番号がお客さま以外の者のメールアドレス、住所または電話番号であった場合、または、お客さまの責により、第三者が、お客さまのメールアドレス、住所または電話番号を利用して、お客さまの名義で取引を行うことが可能となっていた場合

第 4 条（保険契約がある場合の取り扱い）

第 1 条の事由により、お客さまが被った損害の全部または一部に対して、保険金を支払うべき保険契約がある場合は、本規定により行われる補てんの額が減額される場合があります。

第 5 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

第 6 条（規定の変更）

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

⑴変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。

⑵変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上

インターネット・バンキングによる口座不正使用補てん規定
（法人のお客さま）

お客さまは、住信 SBI ネット銀行（以下「当社」といいます。）と預金取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことについても確認し、同意するものとします。

第1条（補てんが行われる場合）

当社は、第三者がお客さま（法人のお客さまに限ります。以下同じ。）のユーザーネーム、各種パスワード認証番号表等取引にあたり当社が要求する認証情報（以下「認証情報」といいます。）を詐取・盗取し、お客さまになりすまして不正に預金の払戻し（以下「払戻し」といいます。）をされたことによって、お客さまが損害を被った場合について、次の各号のすべてに該当するときは、当社はお客さまの請求に応じて、年間 1,000 万円を限度として、次条に定める金額を補てんします。

1. お客さまが認証情報の詐取・盗取に気づいてからすみやかに、当社への通知が行われたこと。
2. 当社の調査に対し、お客さまより十分な説明が行われていること。
3. お客さまが当社に対し、警察署に被害事実等の事情説明をしていることその他の詐取・盗取にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補てんの対象外とします。

1. お客さまご本人に対して払戻しが行われた場合（払戻し先がお客さま名義の口座であった場合を含みます）
2. 法人の代表者に対して払戻しが行われた場合（払戻し先が事業に用いている代表者名義の口座であった場合を含みます）
3. 法令上定められた方法により本人確認を行う事業者の口座（証券会社の口座や仮想通貨交換業者の口座などを含みます）でお客さまを指定して払戻しが行われた場合（お客さまのアカウントまたは名義を指定して払戻しが行われた場合を含みます）

第 2 条（補てんの対象となる金額）

1. 前条の事由によりお客さまが損害を被った場合、当社は、当社へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当社に通知することができないやむを得ない事情があることをお客さまが証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降当社へ通知が行われた日までになされた払戻しの額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当社が善意無過失であり、かつ、お客さまが、お客さまの認証情報を詐取・盗取または払戻しが行われる以前に、次の各号のいずれかに該当していたことを当社が認めた場合には、当社は補てん対象額を減額するものとします。

①当社所定のセキュリティ対策を実施していないこと
②インターネット・バンキングに使用するパソコン、タブレット、スマートフォン等電子計算機（以下、単に「パソコン」という。）に関し、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していないこと
③パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザ等を使用していること
④パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入しておらず、かつ、最新の状態に更新していない状態で稼働していること
⑤インターネット・バンキングに係るパスワードを定期的（少なくとも3か月に一度）に変更していないこと
⑥（総合振込サービスをご利用の場合）当社が指定した正規の手順以外での電子証明書を利用していること
⑦その他①～⑥以外の過失があること

2. 前条および前項の規定は、前条にかかる当社への通知が、認証情報の詐取・盗取が行われた日（当該詐取・盗取が行われた日が明らかでないときは、当該詐取・盗取にかかる認証情報を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。）から、2 年を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。

第3条（補てんが行われない場合）

前2条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当することを当社が証明した場合には、当社は補てん責任を負いません。

1. お客さまに故意もしくは重大な過失または法令違反がある場合

(お客さまの重大な過失となりうる事例)

・当社が注意喚起した手口またはそれに類似する手口であると認識し、または容易に認識し得たにもかかわらず、騙されて、認証情報を入力してしまった場合
・他人に認証情報を知らせた場合
・認証情報を、他人が容易にアクセス可能なお客さまの携帯電話機やスマートフォンのメモ情報やパーソナルコンピュータ、インターネット上のデータ保管サービス（電子メールやクラウドサービス等）に保存していた場合
・身に覚えのない預金残高の変動、ウィルス感染等により、インターネット・バンキングで不正な払戻しが行われる可能性を認識し、または容易に認識し得たにも関わらず、当社への通知を行っていない場合
・その他、お客さまの「故意」と同視しうる程度にお客さまが注意義務に著しく違反している場合

2. お客さまの役職員（派遣社員や委託先の職員等のお客さまの関係者を含むものとします。）が自ら払戻しを行い、もしくは加担した場合
3. お客さまが、被害状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説

明を行った場合

4. 不正な払戻しが発生した日の翌日から 31 日以降にお客さまから通知があった場合
5. お客さまが他人に譲渡・貸与または担保差入したパーソナルコンピュータの使用により不正な払戻しが発生した場合
6. お客さまが、当社が定める規定に違反したことにより不正な払戻しが発生した場合
7. システムが正常に機能しない状態において不正な払戻しが発生した場合
8. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して不正な払戻しが発生した場合
9. お客さまが当社に届け出たメールアドレス、住所または電話番号がお客さま以外の者のメールアドレス、住所または電話番号であった場合、または、お客さまの責により、第三者が、お客さまのメールアドレス、住所または電話番号を利用して、お客さまの名義で取引を行うことが可能となっていた場合

第 4 条（保険契約がある場合の取り扱い）

第 1 条の事由により、お客さまが被った損害の全部または一部に対して、保険金を支払うべき保険契約がある場合は、本規定により行われる補てんの額が減額される場合があります。

第 5 条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社WEBサイトへの掲示により告知します。

第 6 条（規定の変更）

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

(1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。

(2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上